

内容

1. トレーサビリティ (Traceability)	7
1.1. オペレーターはなぜ、どのようにして座標を収集する必要があるのか?	7
1.2 すべての商品（輸入、輸出、取引）は追跡可能であるべきか?	8
1.3. バルク取引または複合製品の場合はどういう扱われるか? (新)	8
1.4 マスバランス(mass balance)COC は許可されているか?.....	9
1.5 製品の一部が非準拠の場合はどうなるか?	9
1.6 不動産ではない土地の規則は何か?	10
1.7. ポリゴンでカバーできる面積（ヘクタール）はどのくらいか？ (新)	10
1.8. 地理位置情報は、すべての場合にポリゴンで提供する必要があるか? (新)	11
1.9. デジタル形式のポリゴンはどのように提示すればよいか? (新)	11
1.10 不動産登記簿や所有権の証明書が入手できない場合はどうなるか?	12
1.11 オペレーターは生産者の地理的位置情報を使用できるか?	13
1.12 オペレーターは地理的位置情報を確認する必要があるか?	13
1.13 デューデリジェンスは、同じ土地で生産された関連製品について繰り返し行われるべきか?	13
1.14 ポリゴンは複数の土地区画をカバーできるか?	14
1.15. 関連製品が、単一の不動産内の複数の土地区画で生産された場合はどうなるのか? (新)	14
1.16 ポリゴンは円周で提供されるべきか?	15
1.17. 混合產品の生産地はどのように申告すればよいか? (新)	15
1.18. どのような状況下で、オペレーターは DD ステートメントにおいて、市場に出荷される特定の產品の生産に実際に関係する土地区画よりも多くの土地区画を申告することができますか? 「過剰申告」にはどのような意味があるか? (新)	16
1.19 地理的位置情報によって、クレームは実際にどのようにチェックされるのか?	18
1.20 EU はどのようにして、ディフォレスステーション・フリーという主張の妥当性をチェックするのか?	19
1.21. 製品が EUDR に準拠していない可能性があると判断された場合、EU 加盟国の管轄当局は第三国でどのような種類の検査を実施できるのか? (新)	19
1.22 管轄当局は本規則の定義を使用するのか?	20
1.23 サプライチェーンのトレーサビリティとは何か?	20
1.24 複数の国で生産された製品のトレーサビリティはどうなるのか?	21
1.25. 「生産日または生産期間の範囲」とは何か? (新)	21
1.26 牛のトレーサビリティはどのように機能するのか?	22

1.27 上流の供給者が必要な情報を提供しない場合はどうなるのか？	22
1.28 低リスクに分類される国の土地に座標を提供する必要があるか？	23
1.29 合法性要件はディフォレスティン・フリーの土地にも適用されるのか？	23
1.30 非 EU 加盟国に義務はあるのか？	23
1.31. 政府が位置情報データの共有を禁止している場合、生産者はどのようにして位置情報データを共有できるのか？（新）	24
2. 適用範囲(Scope)	24
2.1. 規制の対象となる製品は何か？	24
2.2 付属書 I 記載の商品を含まない付属書 I 記載の商品についてはどうか？	25
2.3 規制は数量や金額に関係なく適用されるのか？	26
2.4 EU で生産された製品についてはどうか？	26
2.5 梱包に使用される木材に対する規制はどのように適用されるのか？	27
2.6. 小売業者が関連する空の包装を供給者に返却する場合、当該包装が返却前にそれ自身で（つまり独立した包装として）EU 市場に出荷されていた場合、これは「EU 市場で入手可能にする」とこととみなされるか？（新）	27
2.7. EU 市場における関連中古品の取引は規則の対象となるのか？（新）	28
2.8. 再生紙/板紙は規制の対象になるか？	28
2.9. CN コードと HS コードとは何か？どのように使用すべきか？	29
2.10. 関連製品の「供給」とは、商業活動の過程で市場に出荷または提供されることを意味するのか？企業が自社の事業で関連製品を使用したり、加工したりする場合どの程度までが対象になるのか？（新）	30
2.11. 同一の自然人または法人が商業活動の過程で関連製品を複数回処理する場合、デューデリジェンスを実施して DD ステートメントを提出する必要があるのはいつか？（新）	33
2.12. 竹は EUDR の対象範囲に含まれているか？関連する產品を含まない、または関連產品を使用して製造されていないが、付属書 I に記載されているその他の製品についてはどうか？（新）	34
3. 義務の対象 (subjects of obligations)	34
3.1 オペレーターとみなされるのは誰か？	34
3.2 “商業活動の過程で”とはどういう意味か？	35
3.3 “生産国の関連法規”とはどういう意味か？	35
3.4 サプライチェーンのさらに下流に位置する非 SME オペレーターの義務は何か？	36
3.5. サプライチェーンの下流に位置する SME オペレーターの義務は何か？（新）	37
3.6 サプライチェーン下流に位置するオペレーターや非 SME トレーダーは、情報システムにおいて、上流のオペレーターが情報システムに提出した DD ステートメントの地理位置情報にアクセスできるか？（新）	38

3.7 EU 域外に拠点を置くオペレーターが関連製品または產品を EU 市場に出荷するはどうなるか? どのような状況で EU 域外のオペレーターは情報システムにアクセスできるようになるか? (新)	38
3.8 どのような企業が中小企業以外のトレーダー(非 SME トレーダー)となるか? その義務は何か?	39
3.9 中小規模ではない、消費者に販売する組織(小売業者)は、トレーダーとして分類されるのか? (新)	39
3.10. 委員会委任指令 (EU)2023/2775 による指令 2013/34/EU の第 3 条の改正により中小規模企業(SME)を定義する基準が変わるが、これは EUDR に基づく SME にどのような影響を与えるか? (新)	40
3.11 規則に違反の場合、誰が責任を負うのか? (新)	40
3.12. 立木または伐採権の場合、誰がオペレーターか?	41
3.13. 規則は企業グループにどのように適用されるか? (新)	41
4. 定義 (Definitions)	41
4.1 「世界的な森林減少」とは何を意味するのか?	41
4.2 「土地の区画」とはどういう意味か?	42
4.3 木材はどの基準に適合する必要があるのか?	42
4.4 準拠する収穫レベルは何か?	43
4.5 木材を含む、または木材を使用して製造された関連製品について、「ディフォレストーション・フリー」の定義にある「森林劣化をもたらさない」という文言はどのように理解すべきか? (新)	43
4.6 木材製品に森林劣化がないかどうかはどのように評価すべきか? また検討中の関連期間とは何か? (新)	44
4.7. 2020 年 12 月 31 日以降に伐採活動によって引き起こされたものではない構造変化のある森林から伐採された木製品は、森林劣化がないと言えるか? (新)	46
4.8. 場合によっては、木材伐採作業が「森林劣化」を引き起こしている証拠が、木材製品が EU 市場に出荷(または入手可能になったり、欧州連合から輸出されたり)してからしばらくは明らかにならないことがある。DD ステートメントの提出後に発生した事象についてオペレーターは責任を負うことになるか? その関連製品はディフォレストーション・フリーとみなされるか? (新)	47
4.9. 「森林劣化」の定義は、森林の保護と回復にとって重要な取り組みである可能性のある計画的な植林や播種を阻害することにならないか? (新)	48
4.10. 「屋外の土地でそれらの閾値に到達できる樹木群」をどのように適用するか? (新)	48
4.11. どのような森林の土地利用形態の変更が規制に準拠しているか? 森林減少は、規則第 2 条(3)項で「森林の農業用途への転換」と定義されている。他の森林の土地利用	

変更は規則に準拠するということか？（新）	49
4.12. 自然災害は森林減少としてカウントされるか？.....	49
4.13. 規則の対象には「その他樹木地」や他の生態系も含まれるか？.....	50
4.14. ゴム栽培は、この規則では「農業利用」とみなされるか？（新）	50
5. デューデリジェンス（Due Diligence）	51
5.1 EU のオペレーターとしての義務は何か？	51
5.2 法定代理人とは何か？	52
5.3 企業は子会社に代わってデューデリジェンスを行うことができるか？.....	52
5.4 製品の再輸入についてはどうか？	53
5.5 どの税関手続きが影響を受けるのか？	53
5.6 EU 域内で生産されていない製品を市場に出す場合、通関手続きは必要か？この場合、税関申告書で十分なのか？（新）	53
5.7 認証制度や検証制度の役割は何か？	54
5.8 欧州委員会は、リスク評価とリスク軽減における認証および第三者検証制度の役割について、さらなる説明を提供するガイダンスを準備している。ドキュメントはどれくらいの期間保存する必要があるか？（新） オペレーターは、デューデリジェンスに使用した文書をどのくらいの期間保管すべきか？SME トレーダーは、市場に出荷したり、入手可能にしたり、輸出したりする関連製品に関する関連情報を保管しなければならないのか？何をもってこの期間の開始とみなすか？	54
5.9 「極少リスク製品」の基準は何か？	55
5.10 「極少リスクの製品」は免除されるのか？	55
5.11 特定の国からの特定の產品が「極少リスク」とみなされる可能性はあるか？.....	55
5.12 「ディフォレスステーション・フリー」という要件への準拠を確認する場合、どの時点に焦点を当てるべきか？（新）	56
5.13 デューデリジェンスの義務との関連で、オペレーターやトレーダーが文書化を必要とする製品は何か？（新）	56
5.14 非 SME オペレーターは、規則第 12 条第 3 項に基づき、いつ最初の年次報告書を作成しなければならないのか？（新）	56
5.15 規制の対象となる 7 つの產品セクターの関係者が記入する必要のある DD ステートメントのひな形はあるのか？（新）	57
5.16 デューデリジェンスを実施するために、あらかじめ決められたフォーマットや質問リストはあるのか？（新）	57
5.17 EU 市場への関連製品の輸出を希望するオペレーターやトレーダー（および/またはその代理人）は、情報システムに登録する必要があるか？（新）	57
5.18 欧州委員会は、関連製品の適合性を確認するために使用する衛星画像ツールに関するさらなる詳細（例えば最小解像度）を発表するのか？（新）	58

5.19 DD ステートメントは、どれくらいの頻度で情報システムに提出すべきか？また複数の出荷／ロットをカバーできるか？関連製品が、ある期間に連続的に市場に出荷される可能性がある場合はどうか？（新）	58
5.20 DD ステートメントの提出期限はいつか？（新）	60
6. ベンチマークリングと協力体制 (Benchmarking and partnership)	62
6.1 国別ベンチマークとは何か？	62
6.2 その方法論は何か？	62
6.3 ステークホルダーはどのように貢献できるのか？	62
6.4 各国は関連データを欧州委員会と共有できるか？	63
6.5 合法性のリスクは考慮されるのか？	63
6.6 生産国や小規模農家にはどのような支援が提供されるのか？	64
6.7 チーム・ヨーロッパ構想のさまざまな要素は何か？	64
6.8 チーム・ヨーロッパの取り組みと CSDDD との関係は？	65
6.9 オペレーターは、「高リスク」と位置付けられた特定のサプライチェーンや特定の生産国・地域のリスクをどのように軽減できるのか？	65
6.10 EU は透明性をどのように確保するのか？	66
7. 実施支援 (Supporting implementation)	66
7.1 情報システムと「EU シングルウインドウ」とは何か？	66
7.2 どのようなデータ・セキュリティ手段があるのか？	67
7.3 オペレーターやトレーダーはどのように登録するのか？	67
7.4 よく使うデータをそのシステムに保存できるか？	67
7.5 そのシステムは農家の地理的位置を特定するのに役立つか？	68
7.6 DD ステートメントは修正可能か？	68
7.7 誰が情報システムに保存された地理的位置情報を見ることができるのか？（新）	68
7.8 地理的位置情報を情報システムにアップロードするには、どのデータ形式が必要か？情報システムの DD ステートメントに地理的位置情報を添付するには、どのような形式が認められるのか？（新）	69
7.9 いつ情報システムは利用可能となるか？（新）	69
8. 時間軸 (Timelines)	69
8.1 規則はいつ発効し、いつから適用されるのか？	69
8.2 その間の期間はどうなのか？	70
8.3 規則発効前に生産された製品であることを証明するには？牛肉製品の生産に関する規則は何か？（新）	70
9. その他の質問 (Other questions)	70
9.1 規則が発効（2023 年 6 月 29 日）されてから適用開始（2024 年 12 月 30 日）されるまでの期間に EU 市場に出された関連製品、または関連产品を原材料とする関連製品を	

EU 市場に出したり、輸出したりする場合、オペレーターおよび非 SME トレーダーには どのような義務があるか?	71
9.2. 申請開始日より前に製品が市場に出荷されたことを証明するにはどのような証拠が 必要か（つまり、「市場投入」の証拠としてどのような文書が認められるか）？(新) ...	73
9.3. 移行期間中に EU 市場に投入された製品は、その中の各ロットが移行期間中に EU 市場に投入されたか、または規則に準拠していることが証明できる場合、移行期間後に EU 市場に出荷される規則に準拠した製品と混合できるか？(新)	74
9.4 移行期間中の產品在庫と 2024 年 12 月 30 日以降に市場に投入される產品の混合 は、特に情報システムにおいて、実際にはどのように扱われるのか？(新)	74
9.5 移行期間は実際にはいつ始まり、いつ終わるのか？(新)	74
9.6. 規制の遵守を確保するために、移行期間中に EU 市場に出荷された製品に対して管 轄当局はどのような検査を実施するのか？(新)	75
9.7. EU 委員会はガイドラインを発行するのか?	75
9.8. EU 委員会は產品別のガイドラインを発行するのか?.....	75
9.9. オペレーターの報告義務は何か?.....	76
9.10. 森林減少と森林劣化に関する EU 観測システム(EU Observatory)とは何か？	76
9.11 何が高リスクで、どれくらいの期間出荷停止になるのか？	77
9.12 規則は EU 再生可能エネルギー指令とどのように関連しているのか？	78
10. 罰則 (Penalties)	79
10.1. EU 加盟国にて制定された罰則は、欧州議会および理事会指令 2008/99/EC に基づ く加盟国の義務に影響を及ぼさないとはどういう意味か？(新)	79
10.2. 罰金の最高額はいくらか？(新)	79
10.3. 公共調達指令に関して、EU 加盟国が、規制を実施する際、自浄作用を可能にすべ きかどうかを決定するのは EU 加盟国の責任か？(新)	80
10.4. EUDR 第 25 条 3 項によると、「加盟国は、最終判決を欧州委員会に通知する。」そ して法人に課された罰則を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、これら の判決のリストをウェブサイトに掲載する。これは、すべての行政上の決定を指すのか、 それとも裁判所の判決を指すのか？(新)	80
10.5. 「私は現在、牛を数頭飼育している私の財産である土地のいくつかの木を伐採しま した。私は、その木材と牛の肉を EU の地方市場で販売するつもりです。この場合、伐採 した木を販売した場合、罰則が課されるのでしょうか？」(新)	81
10.6. 情報システムで IT 関連の問題が発生した場合はどうすればよいか？(新)	81

1. トレーサビリティ (Traceability)

1.1. オペレーターはなぜ、どのようにして座標を収集する必要があるのか？

この規則では、対象製品を EU 市場に投入する中小企業以外のオペレーターおよびトレーダーに、商品が生産された土地の地理的座標を収集することを義務付けています。

土地のトレーサビリティ（追跡可能性、つまり商品が生産された土地の地理的座標を収集する要件）は、特定の生産地で森林減少がともなっていないことを証明するために必要です。製品と土地を結び付ける地理情報は、企業の一部および多くの認証機関によってすでに活用されています。リモートセンシング情報（航空写真、衛星画像）またはその他の情報（例：リンクされたジオタグとタイムスタンプが付いた現場の写真）は、申告された商品および製品の地理的位置が森林減少に関連しているかどうかを確認するために使用できます。

地理位置座標については、製品を EU 市場に出荷したり EU から輸出したりする前に、オペレーターが情報システム (IS) に提出する必要があるデューデリジエンスステートメント (DD ステートメント) で提供する必要があります。したがって、これは規則の核心部分であり、規則の対象となる製品のうち、DD ステートメントの一部として地理位置座標がまだ収集および提出されていない製品の EU 市場への出荷または輸出は禁止されています。

土地の地理位置座標の収集は、携帯電話、ハンドヘルドの全地球航法衛星システム (GNSS) デバイス、および広く普及している無料で使用できるデジタル アプリケーション（地理情報システム (GIS) など）を介して行うことができます。これらにはモバイル ネットワーク カバレッジは必要ありません。Galileo が提供するような安定した GNSS 信号のみが必要です。

牛以外の商品の生産に使用される 4 ヘクタールを超える土地については、各土地の周囲を表す 6 枝の小数点の緯度と経度の点、つまりポリゴンを使用して地理位置情報を提供する必要があります。4 ヘクタール未満の土地については、オ

ペレーター（および非 SME トレーダー）はポリゴンまたは 小数点以下 6 桁の緯度と経度を使用して地理位置情報を提供できます。牛を飼育する施設については、地理位置情報の座標の 1 点を使用することができます。

この規則は、第三国の生産者に直接的な義務を課すものではないことにご注意ください。（EU 市場に製品を直接投入する場合を除きます）

1.2 すべての商品（輸入、輸出、取引）は追跡可能であるべきか？

追跡可能要件は、輸入/輸出/取引される関連產品のバッチ各々に適用されます。

この規制は、オペレーター（または非 SME トレーダー）に対し、関連產品を入手可能にする前、市場に出荷する前、または輸出する前に、すべての関連產品をその土地区画まで追跡することを義務付けています。したがって、当該関連製品の輸入（税関手続き＝自由流通のための放出）及び輸出（税関手続き＝輸出）及び EU 市場内における取引には、位置情報を含む DD ステートメントの提出が必須となっています。

1.3. バルク取引または複合製品の場合はどのように扱われるか? (新)

例えば大豆やパーム油など、大量に取引される製品の場合、オペレーター（または非 SME トレーダー）は、出荷に関係するすべての土地区画が特定され、プロセスのどの段階でも、原産地不明の製品や、2020 年 12 月 31 日の期限日以降に森林減少または劣化した地域からの製品が混ざらないようにする必要があります。

関連する複合製品（異なる木材部品を使用した木製家具など）の場合、オペレーターは製造プロセスに使用される関連商品（木材など）が生産されたすべての土地区画を地理的に特定する必要があります。関連商品の部品は、原産地が不明であったり、カットオフ日以降に森林減少または劣化した地域からのものであったりしてはなりません。

複数の異なる関連製品または製品を含む複合製品（たとえば、ココアパウダー、ココアバター、パーム油を含むチョコレートバー）の場合、そのような製品をEU市場に出荷するオペレーターは、EUDRで関連があるとみなされる主要商品および（派生）製品（付属書Iの左の列に含まれる商品）に対してのみデューデリジェンスを実施する必要があります。たとえば、チョコレートバー（コード1806）の場合、それに関連付けられている関連製品はココアです。つまり、デューデリジェンスの義務と情報要件は、チョコレートバーに含まれる、またはチョコレートバーの製造に使用された付属書Iの関連製品のリストの右の列に記載されている関連製品（この場合は、ココアという製品の下に掲載されているココアパウダーとココアバター）にのみ適用されます。

1.4 マスバランス(mass balance)COCは許可されているか？

この規則は、対象となるすべての商品に使用される生産品が土地区画まで追跡可能であることを要求しています。

サプライチェーンのどの段階においても、ディフォレスティション・フリーの製品と、原産地が不明な製品、または非ディフォレスティション・フリーの製品の混合を許容するマスバランス(mass balance)COCは、規則の下では許可されていません。なぜならそれらCOCの市場に出荷または輸出される製品は、ディフォレスティション・フリーを保証できないからです。したがって、市場に出荷または輸出される製品は、サプライチェーンのあらゆる段階で、出所不明の製品や非ディフォレスティション・フリーの製品から隔離する必要があります。したがって、マスバランス(mass balance)は除外されるため、完全なアイデンティティの確認の必要はありません。

1.5 製品の一部が非準拠の場合はどうなるか？

関連製品の一部が非準拠である場合、関連製品を市場に出荷するか輸出する前に、非準拠部分を特定して分離する必要があり、その部分は市場に出荷することも輸出することもできません。

不適合製品が残りの製品と混合しているなどの理由で識別および分離ができない場合、規則第 3 条の条件が満たされていることを保証できないため、該当する製品全体が不適合であることになります。よって市場に出荷することも輸出することもできません。

たとえば、多数の製品が混合され、多数の区画の土地に関連付けられている場合、2020 年以降に土地区画の 1 つが森林減少となった土地であるという事実により、関連する製品全体が非準拠になります。

ただし、EU 市場に投入される関連製品または関連製品の 100% が 1) 土地の区画まで追跡可能であり、2) 規則の意味において合法かつディフォレスステーション・フリーであり、3) いかなる時点でも原産地不明の商品または非ディフォレスステーション・フリーの製品と混合されていない場合、その製品は非準拠とはなりません。

1.6 不動産ではない土地の規則は何か？

「不動産物件」の概念に当てはまらない公共または商業的な土地はどうなるか？

この規則では、市場に出回っているまたは輸出される商品は、土地区画として指定された土地で生産または収穫されたものでなければならないと規定しています。土地登記簿や正式な所有権がないからといって、事实上土地区画として使用されている土地の指定を妨げるものではありません（下記を参照）。

1.7. ポリゴンでカバーできる面積(ヘクタール)はどのくらいか？(新)

規則では、土地区画の最小サイズまたは最大サイズについて固定のしきい値は設定されていません。ただし、土地区画が正確な生産エリアをカバーし、その土地で生産される関連製品に関する森林減少及び森林劣化のリスクの総合的なレベルを評価できるほど十分に均質な条件を備えている必要があります。4 ヘクタール未満の区画の地理座標については、質問 1 も参照してください。

情報システムにアップロードできるポリゴンの面積に制限はありませんが、デューデリジェンス の合計ファイル サイズは 25 MB を超えることはできません。

1.8. 地理位置情報は、すべての場合にポリゴンで提供する必要があるか？（新）

いいえ。4 ヘクタール未満の土地区画の場合、地理位置情報は 1 つの緯度と経度のポイントでのみ記述できます。牛の場合、ポリゴンは不要で、特に牛が飼育されているすべての「施設」（規則の第 2 条 (29) で定義）では単一の地理位置情報ポイントのみが必要です。

1.9. デジタル形式のポリゴンはどのように提示すればよいか？（新）

情報システムの機能に関する詳細なルールは、実施法を通じて確立されます。利害関係者は、世界の森林の保護と回復に関するマルチステークホルダー プラットフォームを通じて、これらの開発について通知され、相談を受けることになります。関連情報は、委員会の Web サイトでも公開されます。

情報システムは、DD ステートメントでポリゴンを提示する際に、広く使用されているデジタル地理位置情報形式をシステムに直接アップロードできるようにすることで、可能な場合はオペレーターの作業を容易にします。現在、情報システムは GeoJSON ファイル形式と WGS-84 (EPSG-4326 投影) をサポートしています。情報システムは、ユーザーからのフィードバックに基づいて、時間の経過とともに進化していきます。

1.10 不動産登記簿や所有権の証明書が入手できない場合はどうなるか？

オペレーターや非 SME トレーダーは、不動産登記簿が存在せず、農家などが土地の ID や所有権がない国で、どのようにして地理的位置情報データを取得できるのか？

農家は、土地登記簿がない場合や、土地の ID や所有権がない場合でも、自分の土地の地理位置情報を収集できます。農家がオペレーターの直接の供給者またはオペレーター自身でない限り、農民に個人情報は要求されないので、携帯電話のアプリケーションなどから得られる耕作する土地の地理的位置情報で十分です。

合法性の要件に関して、この規則は国内法の遵守を要求しています。もし農家が国内法に基づいて農産物の栽培と販売を合法的に許可されている場合（財産登録簿が存在しない可能性があり一部の農家は身分証明書を持っていない可能性がある）、オペレーター（または非 SME トレーダー）がそれらの農家から調達する場合には、合法性要件を満たす必要があります。オペレーター（または非 SME トレーダー）は、自社のサプライチェーンに違法リスクがないことを証明する必要がある場合もあります。

現在、オペレーター（または非 SME トレーダー）が既に地理的位置情報と合法性情報を収集するために使用しているさまざまな手段が多数あります。サプライヤーを直接マッピングすることに頼るものもあれば、協同組合、認証機関、国家のトレーサビリティシステム、または仲介業者に頼むものもあります。オペレーター（または非 SME トレーダー）は、その情報を収集するために使用する手段や仲介者に関係なく、地理的位置情報および合法的な情報が正確であることを保証する法的責任を負います。

1.11 オペレーターは生産者の地理的位置情報を使用できるか？

はい、ただし、その正確さについて最終的な責任を負うのはオペレーターであり、それを提供する生産者ではありません。規則では、生産者（小規模農家など）が自ら製品を EU 市場に出荷しない場合（オペレーターやトレーダーの定義に該当しない場合）には適用されません。

このような場合、オペレーターは、該当する產品が生産された地域が正しく地図に記載され、その地理的位置が土地の区画と一致していることを保証しなければなりません。オペレーターが利用できるリスク評価の手順と措置の中には、供給者が本規則の要求事項を満たすための支援措置があり、特に小規模農家に対しては、能力構築やその他の投資を通じて支援することができます。

1.12 オペレーターは地理的位置情報を確認する必要があるか？

オペレーターと非 SME トレーダーは、地理的位置情報が正しいことを検証し証明する必要があります。地理的位置情報の真実性と正確性を担保することは、オペレーターとトレーダーが果たすべき責任の極めて重要な側面です。不正確な地理的位置情報を提供することは、規則に基づくオペレーター（および非 SME トレーダー）の義務違反となります。

1.13 デューデリジェンスは、同じ土地で生産された関連製品について繰り返し行われるべきか？

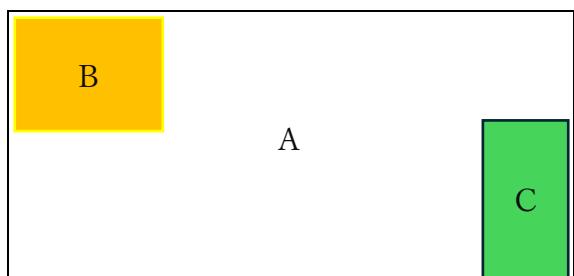
情報システムを通じて DD ステートメントに提供される地理的位置情報の義務は、各々の関連製品に紐付きます。従ってオペレーター（または非 SME トレーダー）は、関連製品を市場に出荷する、または輸出を意図するたびに、この情報を示す必要があります。デューデリジェンスは、関連する製品ごとに、地理的位置座標の提供を含め、繰り返し行われ（即ち更新され）なければなりません。

1.14 ポリゴンは複数の土地区画をカバーできるか？

ポリゴンは商品が生産された土地の区画の周囲を表すために使用されます。各ポリゴンは、連続しているか否かに関わらず、一つの区画を示すものです。関連製品が複数の土地で生産された产品で構成されている場合は、1つの DD ステートメントに複数のポリゴンを記載しなければなりません。ポリゴンは、その一部にのみ区画が含まれるような無作為の土地エリアの外周をトレースするために使用することはできません。

1.15. 関連製品が、单一の不動産内の複数の土地区画で生産された場合はどうなるのか？（新）

この状況は、以下の図の通りです。



A: 単一の不動産 B: 関連產品（例えば大豆）生産されている土地区画
C: 森林減少した土地区画

i) 関連する产品（例では大豆）がエリア B で生産されている場合、どの地理位置情報を提供する必要があるか？

土地区画の定義（「単一の不動産物件内の土地」）に基づいて、オペレーターは、関連する产品が生産されている土地区画（例ではエリア B）の地理的位置のみを提供する必要があります。

ii) エリア C での森林減少が合法であり、カットオフ日以降の場合はどうなるか？

- 関連商品がエリアCで生産されていない場合、エリアCでの森林減少はエリアBで生産された大豆のコンプライアンスに影響しません。
- 別の関連商品(例: 牛)がエリアCで生産されている場合、牛は非適合(非ディフォレスティション・フリー)ですが、エリアBの大豆は原則として適合です。
- 同じ商品がエリアBとエリアC(大豆)で生産されている場合、オペレーターは、単一不動産内での混合のリスクが高いことを特に考慮して、極少リスクを達成する必要があります。(第10条(2)(j))

iii) 不動産Aの法的地位が、規制の対象となる違法行為によって影響を受ける場合(たとえば、エリアCで違法な森林伐採が行われている場合)はどうなるか? エリアBで生産される大豆は影響を受けるか?

エリアBで生産された大豆は合法ではなく、したがって規則に準拠していません。生産エリアの法的地位(土地区画ではなく、第2条(40)に従って、資産全体)が生産国の関連法に準拠していないためです。

1.16 ポリゴンは円周で提供されるべきか?

円周を用いた土地情報を提供する義務も可能性もありません。4ヘクタール以上の土地(牛以外の関連商品の生産用)については、各土地の周囲を表すのに十分な緯度と経度の点を持つポリゴン(円周を持つ唯一の中心点ではない)を使用して、地理的位置を提供しなければなりません。

1.17. 混合商品の生産地はどのように申告すればよいか? (新)

オペレーターは、EUに実際に出荷されるすべての商品の生産地を宣言する必要があります。

たとえば、複数の生産地からの適合商品が同じサイロ、スタック、パイル、タンクなどに混在し、その後それらの商品の一部がEU市場に出荷される場合:

- ・宣言される生産地には、サイロが最後に空になってからサイロに入ったすべての商品の生産地を含める必要があります。（したがって、出荷に含まれる可能性があります。）
- ・サイロが定期的に空にされていない場合、オペレーターは、不明な商品がプロセスで混在しないようにする期間中にサイロに入ったすべての商品の生産地を宣言する必要があります。たとえば、サイロに保管されている商品の一部をダウンロードする場合、サイロが先入れ先出しシステムで動作することを条件に、サイロの容量の 200% 以上までサイロに入ったすべての商品の地理的位置を宣言することで安全に実行できます。このアプローチは、スタック、タンクなどに保管されている関連商品または製品、およびすべての連続処理に適用されます。
- ・サイロに入った x 量の商品の生産場所を宣言することは、EU 市場に未知の原産地の製品を流通させることを規則で禁止していることに違反するため、許可されません。

これは、第 9 条に記載されている移行規定に影響を与えるものではありません。

1.18. どのような状況下で、オペレーターは DD ステートメントにおいて、市場に出荷される特定の產品の生産に実際に関係する土地区画よりも多くの土地区画を申告することができるか？「過剰申告」にはどのような意味があるか？（新）

規制の主旨は、市場に流通する產品/製品と、それらが実際に生産される土地区画との対応関係を規定することです（したがって、規制は厳格なトレーサビリティの原則に基づいており、オペレーターは生産地の土地区画に対応する正確な地理位置座標を収集する必要があります）。ただし、オペレーターは、特定の状

況において、商品が生産された土地区画よりも多い、限られた数の土地区画の地理位置座標を提供することができます。

オペレーターは、商品のバルクが土地区画まで完全に追跡され、原産地不明の商品や非準拠の商品と混ざっていない場合にのみ、「過剰」を宣言できます。このような商品が、例えば保管用のサイロ、輸送用の船上、または生産プロセス中の工場など、物流または生産プロセスで混ざり合っている場合、オペレーターは、全体の一部のみが市場に流通しているときに、過剰を宣言することができます。オペレーターには、可能な限り詳細なトレーサビリティ データを取得することが求められます。

オペレーターが DD ステートメントで「過剰」と宣言した場合、その土地が最終的に市場に出荷される商品/製品の生産に関係しているかどうかに関係なく、地理位置情報が提供されるすべての土地区画のコンプライアンスについて全責任を負うことになります。

DD ステートメントで「地理位置情報が特定された」1 つの土地区画が準拠していない場合、「地理位置情報が特定された」すべての土地区画が非準拠となります。これらの場合、土地区画を過剰と宣言するオペレーターは、宣言されたすべての土地区画(過剰のものを含む)について、EUDR に基づく義務に準拠したデューデリジェンスを完全に実施し、非準拠のリスク（ディフォルステーション・フリーおよび合法性の要件に関して）が第 2 条に従って評価されたことについて以下の証拠を提示する必要があります。

- 1) すべての土地区画について、オペレーターは EUDR 第 10 条(2)の(i)および基準に基づき評価を行ったこと、
- 2) 当該評価において、オペレーターは EUDR 第 10 条の(i)および(j)の基準を特に考慮したこと、
- 3) すべての土地区画についてリスクが極少であること。

より詳細には、事業者は、EUDR 第 10 条(2)(i)に従って、関連製品を関連商品が生産された土地区画に結び付けることが困難である場合、また、EUDR 第 10 条(2)(j)に従って、規則の回避または原産地不明の関連製品との混合のリスクが無視できない場合、リスクの存在を考慮する必要があります。オペレーターは、そのような製品を市場に出荷または提供したり、輸出したりする前に、これらのリスクを極少レベルまで軽減する必要があります。上記のケースシナリオに影響を

及ぼすことなく、過剰な土地区画数（たとえば、地域または国全体）を申告することを目的としたトレーサビリティ慣行は、一般的にこの規制のルールに反します。このような慣行では、オペレーターまたは非 SME トレーダーは中核的なデューデリジェンス義務を遵守できず、特に回避のリスクを軽減できません（つまり、国全体を対象として規制 15 の第 8 条に従ってデューデリジェンスを実施することは不可能です）。また、EU 加盟国の管轄当局の作業を妨げ、第 16 条に従ってチェックを実施する義務を遵守することが困難（または不可能）になります。

1.19 地理的位置情報によって、クレームは実際にどのようにチェックされるのか？

地理的位置情報は、実際にどのようにして森林減少がないという主張の妥当性をチェックすることができるのか？衛星航法による測位と森林伐採地図の位置合わせなのか？森林地域や森林伐採・劣化が起きた地域のベースライン地図はあるのか？農園、プランテーション、伐採権のジオロケーションが利用できない場合、どのように機能するか？

商品が生産された土地の区画の地理的位置座標を収集するのは、オペレーター（または非 SME トレーダー）の責任である。もしオペレーターが、関連製品に寄与するすべての土地の位置情報を収集できない場合、規則第 3 条に従い、その製品を市場に出したり、輸出したりしてはなりません。

オペレーター（および非 SME トレーダー）および取締当局は、地理的位置座標を衛星画像や森林被覆地図と照合し、製品が規則のディフォレスティング・フリーの要件を満たしているかどうかを評価することができます。しかし、オペレーター（および非 SME トレーダー）の責任は残ります。

1.20 EU はどのようにして、ディフォレスティション・フリーという主張の妥当性をチェックするのか？

EU 加盟国の管轄当局（EUMS CAs）は、市場に出されている、あるいは市場に出回る予定である、あるいは輸出される予定の関連產品及び製品が、ディフォレスティション・フリーの土地で生産されたものであり、合法的に生産されたものであることを確認するためのチェックを実施しなければなりません。

（第 16 条の義務に従って）

これには、DD ステートメント記述の有効性、およびオペレーターとトレーダーが本規則の規定を全体的に遵守しているかどうかのチェックも含まれます。詳しくは EUMS 認証機関の義務範囲に関する詳細、規則第 18 条および第 19 条を参照のこと。

1.21. 製品が EUDR に準拠していない可能性があると判断された場合、EU 加盟国の管轄当局は第三国でどのような種類の検査を実施できるのか？（新）

管轄当局は、当該第三国との協力を通じて、当該第三国が同意することを条件として、規則第 18 条(2)(e)に従って第三国で現地検査を実施することができます。

規則では、製品が「潜在的に非準拠」または「非準拠」と評価された場合、EU 加盟国の管轄当局が生産国と協議することを義務付けていないことに留意する必要があります。

1.22 管轄当局は本規則の定義を使用するのか？

本規則の施行にあたり、EU 加盟国の管轄当局は本規則第 2 条に定める定義を使用します。規則は EU における拘束力のある立法行為です。27 の EU 加盟国において、その全体が調和された形で適用されなければなりません。

1.23 サプライチェーンのトレーサビリティとは何か？

オペレーター及び非 SME トレーダーが、本規則の遵守を証明するために 5 年間収集・保管する必要のある情報、文書及びデータは、第 9 条及び附属書 II、並びに地理的位置に関するデータに関しては第 2 条 28 項に記載されています。

オペレーター（および非 SME トレーダー）は、特定の供給業者から供給されるすべての関連製品について、デューデリジェンスを実施しなければなりません。したがって、オペレーターは、第 9 条に規定された要件を満たすために必要な情報、データ、文書の収集を含む、デューデリジェンスを導入しなければなりません。第 9 条に定める要求事項を満たすために必要な情報、データ、文書の収集、第 10 条に定めるリスク評価措置、第 11 条に記載のリスク軽減措置が含まれるようなデューデリジェンス体制を整備しなければなりません。デューデリジェンスの確立と維持、報告および記録の保持に関する要件は第 12 条に記載されています。

オペレーターはデューデリジェンスが実施され、リスクがない、あるいは極少であったことを証明するために必要なすべての情報を、サプライチェーンのさらに下流のオペレーターおよびトレーダーに伝えなければなりません。そのような情報を受け取ったサプライチェーンのさらに下流のオペレーター及びトレーダーは、受け取った情報に基づいて自らのデューデリジェンスを行うことができますが、バリューチェーンのさらに上流の他のオペレーター及びトレーダーがデューデリジェンスを実施したという事実は、決してそのオペレーター又はトレーダーの義務を否定するものではありません。

オペレーターや非 SME トレーダーは、情報システムに提出する DD ステートメントを通じて、加盟国の取締当局に提供するトレーサビリティに関する情報が正しいことを保証することが求められます。

情報システムの開発と機能は、関連するデータ保護規定に沿ったものとします。さらに、このシステムは、共有される情報の完全性と機密性を確保するためのセキュリティ対策を備えているものとします。

1.24 複数の国で生産された製品のトレーサビリティはどうなるのか？

オペレーターや非 SME トレーダーは、サプライチェーンの長さや複雑さにかかわらず、加盟国の管轄当局に提供するトレーサビリティに関する必要な情報が正しいことを保証することが求められます。トレーサビリティ情報は、サプライチェーンに沿って積み重ねることができます。例えば、数カ国の数百区画の土地から調達された大豆を大量に出荷する場合、関連する生産国すべてと、その出荷に貢献したこれらすべての国の土地一区画ごとの地理的位置情報を含む DD ステートメントが必要となります。

1.25. 「生産日または生産期間の範囲」とは何か? (新)

オペレーター（および非 SME トレーダー）は、規則の第 9 条に定められた義務に基づき、生産日または生産期間の範囲に関する情報を収集する必要があります。この情報は、関連製品がディフォレスティション・フリーであるかどうかを確認するために必要です。そのため、この情報は、EU 市場に投入される規則の対象となる商品、または規則の対象となる関連製品の生産に使用される商品に適用されます。

牛以外の製品の場合、生産日は商品の収穫日を指し、生産期間の範囲は生産プロセスの期間を指します（たとえば、木材の場合、「生産期間の範囲」は関連する伐採作業の期間を指します）。生産日と生産期間の範囲は、どちらも指定された土地区画に関連している必要があります。

生産の特殊性により、より正確な情報が得られない場合は、収穫年および/または収穫時期を使用することができます。

牛の関連製品の場合、生産期間とは、牛が生まれた瞬間から屠殺されるまでの動物の生涯を指します。生きた牛（HS コード 0102 21、0102 29）が EU 市場に投入される場合（輸入または EU で生まれた牛の最初の販売など）、EU 市場に最初に出荷されるまでのすべての地理的位置を収集し、DD ステートメントとともに提出する必要があります。生きた牛がその後 EU 市場で入手可能になった場合、非 SME トレーダーは、EU 市場に最初に出荷された後に牛が飼育されていた施設のすべての追加の地理的位置を収集して追加する義務があります（規則の第 9 条 (1) (d) を参照）。SME トレーダーの場合、地理的位置を追加したり、新しいデューデリジェンスを発行したりする必要はありませんが、第 5 条(3)および第 5 条(4)に規定されているように、市場に出す予定の関連製品に関する情報を少なくとも 5 年間保管する必要があります。

なお、規則第 1 条(2)および第 2 条(14)の「生産」の定義に従い、EUDR は、規則の発効前、つまり 2023 年 6 月 29 日より前に生まれた牛および牛由来製品には適用されません。

1.26 牛のトレーサビリティはどのように機能するのか？

これについては子牛が生まれた土地の地理的位置情報を提供すれば十分か？

牛の中には、食肉処理前に 1 ケ所以上に移動するものもあります。牛製品を市場に出すオペレーター（または非 SME トレーダー）は、牛の出生地、餌を与えていた農場、放牧地、食肉処理場など、牛の飼育に関連するすべての施設を地理的に特定しなければなりません。

1.27 上流の供給者が必要な情報を提供しない場合はどうなるのか？

商品を市場に出すオペレーター（または非 SME トレーダー）が、上流の供給業者から同規則が要求する情報を入手できない場合、該当する商品を市場に出

したり輸出したりすることは、同規則違反となり、制裁を受ける可能性があるため、控えなければならなりません。

1.28 低リスクに分類される国の土地に座標を提供する必要があるか？

地理的位置情報によるトレーサビリティ要件には例外はありません。

オペレーターはまた、関連するサプライチェーンの複雑さ、規則を迂回するリスク、原産地不明または高リスク国もしくは標準リスク国もしくはその一部で生産された製品との混合リスクを評価しなければならなりません（第 13 条）。オペレーターが、関連製品が規制を遵守していない、または規制が迂回されているというリスクを指し示すような関連情報を入手した場合、またはそれを知った場合、オペレーターは第 10 条および第 11 条に基づくすべての義務を履行し、関連情報を直ちに管轄当局に伝えなければなりません。

1.29 合法性要件はディフォルステーション・フリーの土地にも適用されるのか？

関連商品および関連製品は、第 3 条(b)に定める要件に従って生産国の関連法規に従って生産されたものでなければ、市場に出荷したり輸出したりすることはできません。（3 条(b)) 第 3 条の義務は累積的です。合法性要件（第 3 条(b)) は、「ディフォルステーション・フリー」要件（第 3 条(a)) および DD ステートメント（第 3 条(c)) に基づく產品または製品の要件に加えて、満たされなければなりません。

1.30 非 EU 加盟国に義務はあるのか？

非 EU 加盟国に適用される法的義務はありません。本規則は、オペレーターおよびトレーダー（規則第 2 章参照）、EU 加盟国およびその管轄当局（規則第 3 章参照）に対する義務を定めています。

しかし、世界の多くの国々が、ディフォレスティション・フリーのサプライチェーンの強化や、関連商品の公的トレーサビリティシステムの強化などに取り組んでおり、それによって本規則に基づく企業の業務が促進されています。このような動きは、オペレーターやトレーダーの義務遵守に大いに役立つものであり、歓迎すべきことです。

1.31. 政府が位置情報データの共有を禁止している場合、生産者はどのようにして位置情報データを共有できるのか？（新）

この規則に基づくオペレーターおよびトレーダーに対する主要な要件の1つは、EU市場に出荷されるかまたはEU市場から輸出される製品が生産された土地の区画に関する地理位置情報の収集です。（規則第9条(1)(d)）

オペレーターおよびトレーダーは、そのような（公開）データをオペレーターおよびトレーダーと共有することを禁止する国内法の存在を根拠に、そのデータを収集して情報システムにアップロードする義務を免除されることはできません。オペレーターおよびトレーダーは、義務の一環として地理位置情報を提出する必要があります。そうしなければ、第8条に従ってデューデリジエンスの要件を遵守できず、したがって、EU市場に関連製品を出荷、提供、または輸出することはできません。

2. 適用範囲(Scope)

2.1. 規制の対象となる製品は何か？

本規則は、附属書Iに記載されている製品にのみ適用されます。附属書Iに記載されていない製品は、たとえ規制の適用範囲に含まれる関連製品を含んでいても、規則の要求事項の対象とはなりません。例えば、石けんはパーム油を含んでいても規則の対象とはなりません。

同様に、附属書 I に含まれない HS コードの製品だが、規則の対象となる產品に由来する成分や要素を含む可能性のある製品、例えば革張りシートや天然ゴムタイヤを装着した自動車は、規則の要求事項の対象とはなりません。

注：規則は、関連製品および製品説明のリストは、欧州委員会が委任法によつて修正することができるとしています。さらに、欧州委員会は、森林減少および森林劣化に対する関連產品の影響評価に基づき、欧州議会および理事会に対し、本規則の適用範囲を更なる產品に拡大するための立法提案を行う必要性と実現可能性を評価することができます。產品の範囲の最初の見直しは、規則発効後 2 年以内に行われます。

2.2 付属書 I 記載の商品を含まない付属書 I 記載の商品についてはどうか？

	…付属書 I 掲載されている 產品で製造されている	…付属書 I 掲載されている 產品で製造されていない
付属書 I に記載されている 関連製品…	EUDR 対象	EUDR 対象外
付属書 I に記載されていな いその他の製品…	EUDR 対象外	EUDR 対象外

付属書 I に記載された產品を含まない、または使用していない付属書 I に記載された製品は、本規則の対象外です。

付属書 I の製品の HS コードの前に “ex” が付いているのは、付属書に記載されている製品が、その HS コードで分類できるすべての製品から “抜粋” されていることを意味します。例えば、コード 9401 には木材以外の原材料で作られたシートが含まれるかもしれません、規則の要求事項の対象となるのは木製シートのみです。同様に、HS 0201 は「生または冷蔵したウシ科動物の肉」をカバーしていますが、規則の付属書 I の ex 0201 は「生または冷蔵したウシの肉」のみをカバーしており、これは Bos 属およびその亜属である Bos、

Bibos、Novibos、および Poephagus のウシを意味しますが、バイソン (Bison 属) またはバッファロー (Syncerus 属) の肉は規則の対象外です。

関連製品の場合、例えば「ex 4011 ゴム製の新しい空気入りタイヤ」が合成ゴムと天然ゴムの混合物から作られている場合、オペレーター（または非 SME トレーダー）は天然ゴムの成分に対してのみデューデリジェンスを実施する必要があります。

2.3 規制は数量や金額に関係なく適用されるのか？

加工製品も含め、関連產品または関連製品の量や金額について、それ以下では規則が適用されないという基準や限界値はありません。

附属書 I に含まれる関連製品を市場に出荷させたり輸出したりするオペレーター及びトレーダーは、その数量にかかわらず、同規則の義務を負います。

2.4 EU で生産された製品についてはどうか？

EU 域内で生産された產品は、EU 域外で生産された製品と同じ要求事項が適用されます。本規則は、EU 域内で生産されたか輸入されたかにかかわらず、付属書 I に記載された製品に適用されます。

例えば、EU 企業がチョコレート（コード 1806、附属書 I に含まれる）を製造している場合、そのチョコレートに使用されているココアパウダーがすでに市場に出回っていて、デューデリジェンスの要件を満たしていたとしても、その企業は、同規則の義務の対象となるオペレーターとみなされます。（サプライチェーンの下のオペレーターに関する質問 38 も参照）

2.5 梱包に使用される木材に対する規制はどのように適用されるのか？

例えば、生産者が製造者に包装材を販売する場合（最終製品を保護するためであり、消費者に最終製品として販売するためではない）、附属書 I の木材 HS コード 4415 の「専ら市場に出される他の製品を支持、保護又は運搬するため使用される梱包材を含まない」という規定は、次のように理解すべきです。

当該梱包材が、他の製品の梱包に使用されているのではなく、それ自体の製品（すなわち単体の梱包材料）として市場に出荷されるまたは輸出される場合、当該梱包材料は規則の対象であり、したがってデューデリジェンス要件が適用されます。

HS コード 4415 に分類される包装材が、他の製品を「支持、保護、運搬」するために使用される場合は規制の対象外です。

市場に出される他の製品を支持、保護または運搬するための手段としてのみ使用される梱包材は、その HS コードにかかわらず、規制の附属書 I の意味における関連製品ではありません。出荷品に添付される取扱説明書も、それ自体が購入品でない限り、この適用除外に該当します。

2.6. 小売業者が関連する空の包装を供給者に返却する場合、当該包装が返却前にそれ自体で（つまり独立した包装として）EU 市場に出荷されていた場合、これは「EU 市場で入手可能にする」とことみなされるか？（新）

当該包装が、他の製品の包装としてではなく、それ自体の製品として（つまり独立した包装として）市場に出荷されるか、市場で入手可能になるか、または輸出される限り、規則の対象となり、したがって、関連するデューデリジェンス要件

が適用されます。(上記の FAQ を参照) これは、当該包装がそれ自体で商業目的に使用される限り適用されます。ただし、当該包装が、製品を支持、保護、または運搬するための包装材料としてのみ使用される包装材料になると、規則の範囲に含まれなくなります。

2.7. EU 市場における関連中古品の取引は規則の対象となるのか?

(新)

ライフサイクルを終え、廃棄物として処分される中古品(前文 40 および付録 I を参照)は、この規則の義務の対象ではありません。

2.8. 再生紙/板紙は規制の対象になるか?

リサイクル紙/板紙製品のほとんどには、纖維を強化するために、少量のバージンパルプまたは使用済みのリサイクル紙（段ボール箱製造時に廃棄された板紙の切れ端など）が含まれています。

付属書 I では、製品がライフサイクルを終え、指令 2008/98/EC の第 3 条(1)で定義されているように廃棄物として廃棄されるはずだった材料から完全に製造されている場合、この規則は適用されないと規定されています。したがって、リサイクル材料にはこの規則に基づく義務は適用されません。

逆に、製品にリサイクルされていない材料が含まれている場合は、この規則の要件の対象となり、リサイクルされていない材料は地理位置情報によって原産地まで追跡する必要があります。

付録 I では、一般に、製造プロセスの副産物が規則の対象となることも明確にしています。回収された（廃棄物およびスクラップ）製品を構成する紙/板紙の場合、そのような紙および板紙は、付属書 I に基づき適用範囲から除外されます。

（品目表の第 47 および第 48 を参照）

2.9. CN コードと HS コードとは何か？どのように使用すべきか？

一般的に「HS 命名法」(HS Nomenclature)として知られる「調和商品表示及びコード体系に関する条約」(Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System)に準拠する命名法は、世界税関機構（WCO）の後援の下に作成された国際的な多目的命名法です。この命名法は、商品を分類するために 6 桁のコードを割り当て、世界中に適用されます。国や地域は、より詳細な分類のために、世界共通の 6 桁の HS 命名法にさらに番号を追加することができます。

EU の複合命名法 (CN コード) は 8 桁の商品コードで、EU のニーズに対応するため、世界的な HS 命名法をさらに具体的な商品に細分化したものです。

CN コードは、EU 域内への輸入や EU 域外への輸出を行う際の申告の基礎となり、また EU 域内貿易統計の基礎ともなっています。規則附属書 I の產品および製品は、CN コードによって分類されています。規則附属書 I の関連製品は、規則(EEC) No 2658/87 の附属書 I に規定された複合命名法で分類されています。

輸入の際、UCC 規則(EU) No 952/2013 の第 201 条で定義された「自由流通のための商品を放出」の場合、CN コードは、EU 法のニーズに対応するために特別に作成された 10 桁の TARIC コードにさらに細分化することができます。UCC 規則(EU) No 952/2013 の第 269 条で定義されている輸出手続きのために貨物を申告する場合、最終的に 8 桁の CN コードまで細分化することができます。

サプライチェーンメンバーは、基本的な CN 規則（関税・統計命名法および共通関税率に関する理事会規則 (EEC) 第 2658/87 号）の附属書 I に基づいて製品を分類し、同規則が適用されるかどうかを確認する必要があります。HS コードは 5 年ごとに変更される可能性があります。EU の CN 規則は毎年更新されます。

詳細はこちらをご覧ください： 関税・統計命名法および共通関税率に関する
1987年7月23日理事会規則（EEC）第2658/87号

Council Regulation (EEC) No 2658/87 of 23 July 1987 on the tariff and
statistical nomenclature and on the Common Customs Tariff

**2.10. 関連製品の「供給」とは、商業活動の過程で市場に出荷または
提供されることを意味するのか？企業が自社の事業で関連製品を使
用したり、加工したりする場合どの程度までが対象になるのか？（新）**

サプライチェーン内で関連製品を輸入または国内で EU 市場に出荷する者と、
サプライチェーンのさらに下流の者とを区別する必要があります。

ある者が EU で製造または生産された関連製品を EU 市場に出荷する場合、その者はその製品を初めて市場に供給することになります。供給には、2人以上の法人または自然人の間で、当該製品に関する所有権またはその他の財産権の移転に関する合意(書面または口頭)が成立していることが前提となります。供給には、製品が製造されていること、または製造せずに市場に出荷された產品が生産されている必要があります (EUDR 第 2 条 (14) を参照)。このような活動は、関連製品が a)加工目的、b)商業または非商業的に消費者への流通、または c)オペレーター自身の事業での使用のいずれの目的で市場に出荷されるかに関係なく、EUDR の対象となります (EUDR 第 2 条 (19) を参照)。企業はオペレーターであり、デューデリジェンスを実施して DD ステートメントを提出する必要があります。

関連する製品が商業活動の過程で「自由流通のための解放」通関手続きの対象となり、私的使用または私的消費を目的としない場合は、「供給」の有無、または当該製品に関する所有権または同等の権利の移転に関する 2 人以上の法人または自然人の間の合意 (書面または口頭) の有無にかかわらず、市場に出すことが意図されているものとみなされます。

製品が市場に出荷された後、利用可能となる製造段階 (および產品の場合は生産) が行われた後、2人以上の法人または自然人の間で当該製品に関する所有権または同等の権利の移転に関する合意 (販売または贈与契約など) がある場合、その

製品は流通、消費または使用のために市場に「供給」されます。EUDR は、製品を市場に出荷したり輸出したりしない限り、サプライチェーンに沿って物流サービスを提供する者（たとえば、船積み業者/輸送業者または税関代理人は、EUDR の意味での「オペレーター」または「トレーダー」ではありません）に義務を課すことはありません。

これらの状況は、いくつかの例で説明できます。

- 1) 自動車会社 B は、車のシートに牛革を使用して自動車を製造するために、EU の皮革製造会社 T から牛革（関連製品）を購入します。自動車会社 B は、自動車（非関連製品）を最終消費者に販売することで市場に出荷します。自動車会社 B は、市場に供給している自動車が付属書 I の関連製品ではないためオペレーターではなく、牛革（個別に）を市場に供給していないためトレーダーでもありません。
- 2) 自動車会社 B は、自動車を製造するために牛革を輸入します（つまり、税関手続きで「自由流通のための解放」を行います）。自動車会社 B は、自社の事業運営のために皮革を輸入する場合、オペレーターとなります。B は、自由流通に解放される前にデューデリジェンスを実施し、DD ステートメントを提出する必要があります。
- 3) 農家 D は、EU 市場内の粉碎会社から大豆粕（関連製品）を購入し、それを鶏（非関連製品）に与えて販売します。鶏は付属書 I の関連製品ではないため、鶏を販売する場合、D はオペレーターではありません。また、市場に大豆粕を供給していないため、トレーダーでもありません。ただし、鶏に与えるために大豆粕を輸入した場合（つまり、通関手続き「自由流通に解放」の対象になった場合）、D はオペレーターとなります（上記のシナリオ 2 を参照）。農家が大豆関連製品を牛（関連製品）に与える場合は、Recital39 を参照してください。

以下の例では、オペレーターは事業で関連製品を加工または使用しています。当該企業が当該製品を市場に供給している場合にのみ、当該規制の対象となります。

- 4) A 社は第三国の中売業者 B から木製のテーブルと椅子(関連製品)を購入し、輸入 (つまり、通関手続きで「自由流通のための解放」を行う) します。家具は A 社の従業員が就業時間中に使用することになります。A 社はオペレーターであり、木製のテーブルと椅子の自由流通のための解放前にデューデリジェンスを実施し、DD ステートメントを提出する必要があります。
- 5) D 社は、第三国から輸入し、デューデリジェンスを実施し、DD ステートメントを提出済みの EU 事業者 B から木製のテーブルと椅子 (関連製品) を購入します。D 社の就業時間中に自社の従業員が家具を使用します。家具は供給されていないため、D 社は EUDR の対象ではありません。
- 6) EU に拠点を置く農家 F は、自ら大豆 (関連製品) を収穫し、大豆を大豆粉 (関連製品) に加工して、自らの農場で鶏の餌として利用しています。農家 F は大豆と大豆粉を市場に (例えば、別の法人または個人に) 供給していないため、それらは市場に供給されておらず、F は EUDR の対象ではありません。
- 7) EU に拠点を置く農家 F は、自ら大豆 (関連製品) を収穫し、それを大豆粉 (関連製品) に加工して EU に拠点を置く農家 G に販売しています。農家 F は、大豆粉が農家 G に供給されているため、大豆粉に関するオペレーターです。
- 8) EU に拠点を置く企業 B は、自らの森林を伐採し、丸太 (関連製品) から木材チップ (関連製品) に加工しています。同社は木材チップを自社施設の暖房用の燃料として使用しています。B は丸太や木材チップを市場に供給していないため、市場に出荷したり提供したりすることではなく、EUDR の対象ではありません。
- 9) 企業 C は、デューデリジェンスを実施し、DD ステートメントを提出済みの EU のオペレーターから木材チップ (関連製品) を購入しています。企業 C は木材チップを自社施設の暖房用の燃料として使用しています。C 社は丸太や木材チップを市場に供給していないため、市場に出荷または提供しておらず、EUDR の対象ではありません。

10) C 社は、デューデリジェンスを実施し、DD ステートメント を提出済みの EU のオペレーターから木材チップ（関連製品）を購入しています。C 社は 木材チップを使用して電力を生産しています。C 社は関連製品を市場に投入 または提供していないため、EUDR の対象ではありません。

2.11. 同一の自然人または法人が商業活動の過程で関連製品を複数 回処理する場合、デューデリジェンスを実施して DD ステートメン トを提出する必要があるのはいつか？ **(新)**

社内加工が複数回行われる場合（関連製品 X が関連製品 Y に加工され、その後 同じ会社によって関連製品 Z に加工される場合）、義務は最後の関連製品（製品 Z）の市場出荷に対してのみ発生します。これは、次の例で説明できます。

非 SME のチョコレート会社 C は、EU のオペレーター I からカカオ豆（関連製品）を購入し、それをカカオパウダー（関連製品）に加工し、その後カカオを含む食品調製品（関連製品）に加工します。その後、会社 C は食品調製品を会社 D に販売して市場に出荷します。この場合、義務は食品調製品に対してのみ適用さ れるため、会社 C はデューデリジェンスの遵守を確認し、市場に出荷する前に DD ステートメントを提出する必要があります。

会社 C が SME である場合、オペレーター I が加工製品に含まれるカカオ豆につ いてすでにデューデリジェンスを実施していれば、デューデリジェンスを実施 したり、食品調製品について DD ステートメントを提出したりする必要はあり ません（EUDR 第 4 条（8）項を参照）。その場合、会社 C は、オペレーターか ら取得したデューデリジェンス参考番号を保持するだけで済みます。

2.12. 竹は EUDR の対象範囲に含まれているか？関連する產品を含まない、または関連產品を使用して製造されていないが、附屬書 I に記載されているその他の製品についてはどうか？（新）

竹のみで作られた製品は EUDR の対象外です。EUDR 第 1 条(1)では、EUDR にとって「関連製品」とは、関連產品（「木材」を含む）を含む、または関連產品から作られた製品のみであると定義されています。EUDR 第 2 条(2)の定義では、EUDR の目的上、付屬書 I に記載されている HS コードは、EUDR の対象製品を識別するためにのみ関連していることも明確にされています。FAO の注釈によると、竹は非木質林產物であるため、結果として竹は木材という產品には該当しません。

3. 義務の対象（subjects of obligations）

3.1 オペレーターとみなされるのは誰か？

規則第 2 条 15 項に定義されているように、オペレーターとは、商業活動の過程で関連製品を（輸入を経由して）市場に出荷したり、輸出したりする個人または法人を指します。

この定義には、ある附屬書 I の製品（既にデューデリジエンスの対象となっている）を別の附屬書 I の製品に変換する企業も含まれます。例えば、EU に拠点を置く A 社がココアバター（附屬書 I に含まれる HS コード 1804）を輸入し、同じく EU に拠点を置く B 社がそのココアバターを使用してチョコレート（附屬書 I に含まれる HS コード 1806）を製造し、市場に流通させる場合、A 社も B 社も規則上のオペレーターとみなされます。

サプライチェーンの前段階においてデューデリジェンスの対象となっていない附属書 I に記載された製品を出荷するオペレーター（例えば、カカオを調達する輸入業者）は、その規模にかかわらず、DD ステートメントの提出義務の対象となります。

3.2 “商業活動の過程で”とはどういう意味か？

商業活動とは、ビジネスに関連した文脈で行われる活動と理解されます。

オペレーター（第 2 条 15 項）及び「商業活動の過程で」（第 2 条 19 項）の複合的な定義は、（形を変える場合も変えない場合も）販売のため、又は贈答品として、商業的又は非商業的な消費者への加工又は配布のため、又は商業活動の一環としての使用のために、関連製品を市場に出荷するいかなる者も、デューデリジェンス要件の対象となり、DD ステートメントを提示することを意味します。

3.3 “生産国の関連法規”とはどういう意味か？

関連する商品および製品は、規則第 3 条の 3 つの要件、すなわち (1) ディフオレスティーション・フリーであること（第 3 条 (a) ）、(2) 生産国の関連法規に準拠していること（第 3 条 (b) ）、および (3) DD ステートメントの対象となっていること（第 3 条 (c) ）に準拠している場合にのみ、EU 市場に出荷できます。

「関連法規」には、国内法（関連する二次法を含む）、法理論、国内法に適用される国際法などが含まれます。それらは国によって異なり、改正される可能性もあるため、規則では特定の法律行為を特定することなく、非網羅的な立法分野のリストを提示しています。この定義によれば、(a)から(h)に列挙されている法令は、生産分野に関するものとして解釈されなければなりません。環境保護に関する法律については、EUDR 第 1 条に規定されている意味と目的を考慮しなければなりません。したがって、森林保護、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保護に関する法律が該当します。

規則第 9 条 (1) (h) および第 10 条に基づくリスク評価の目的のための関連文書が必要です。このような文書には、たとえば、公的機関の公式文書、契約上の合意、裁判所の判決、または実施された影響評価や監査が含まれる場合があります。いずれの場合も、オペレーターは、生産国における汚職のリスクを考慮して、これらの文書が検証可能で信頼できるものであることを確認する必要があります。

欧州委員会は、合法性に関する具体的なガイダンスを追って発行する予定です。

3.4 サプライチェーンのさらに下流に位置する非 SME オペレーターの義務は何か？

サプライチェーンのさらに下流に位置するオペレーターは、附属書 I に記載された製品（既にデューデリジェンスを受けている）を、附属書 I に記載された別の製品に作り替えるオペレーターであり、その義務は、そのオペレーターが中小企業（SME）であるか否かによって異なります。

サプライチェーンの下流に位置する非 SME 事業者は、情報システムに DD ステートメントを提出する際に、デューデリジェンスが既に実施されている関連製品の部分の関連参照番号を含めることで、サプライチェーンの以前の段階で実施されたデューデリジェンスを参照することができます。ただし、規則第 4 条 (9) 項に従い、これらの事業者はデューデリジェンスが実施されたことを確認する義務があり、規則違反があった場合には法的責任を負います。（第 4 条 (10) 項）デューデリジェンスが適切に実施されたことを確認することは、必ずしも上流に提出された DD ステートメントを 1 つ 1 つ体系的に確認しなければならないことを意味するわけではありません。例えば、下流の非 SME オペレーターは、上流のオペレーターが、関連製品の不適合リスクを効果的に軽減および管理するための十分かつ適切なポリシー、管理、および手順を含む、運用可能な最新のデューデリジェンスシステムを導入していることを検証し、

デューデリジェンスが適切かつ定期的に実施されていることを確認可能です。上流オペレーターが非 SME の場合、下流のオペレーターは、当該非 SME オペレーターが第 11 条 (2) (b)に基づく内部ポリシー、管理、および手順の存在と定期的な使用を確認するために実施しなければならない独立した監査の結果を参照できます。ただし、下流のオペレーターは、リスク評価に基づいて、第 4 条(10)に基づく責任を持つことを考慮して、すべての DD ステートメントに対してデューデリジェンスが実行されたことを確認することも可能です。

関連製品のデューデリジェンスの対象となっていない部分については、非 SME オペレーターはデューデリジェンスを完全に実行し、DD ステートメントを提出する必要があります。

3.5. サプライチェーンの下流に位置する SME オペレーターの義務 は何か? (新)

サプライチェーンの下流に位置するオペレーターとは、附属書 I に記載されている製品(すでにデューデリジェンスの対象となっている)を附属書 I に記載されている別の製品に変換するか、附属書 I に記載されている製品（すでにデューデリジェンスの対象となっている）を輸出するオペレーターです。

サプライチェーンの下流に位置する SME オペレーターは、規則違反があった場合の法的責任を負います。ただし、自社製品のうちデューデリジェンスの対象となっている部分に関しては、a)すでにデューデリジェンスの対象となっている部分に対してデューデリジェンスを実施する義務も、b)情報システムに DD ステートメントを提出する義務もありません。 (EUDR 第 4 条 (8))
ただし、管轄当局の要請に応じて、サプライチェーンの前段階で取得したデューデリジェンス参照番号を提供する必要があります。

SME オペレーターは、関連製品のうちデューデリジェンスの対象となっていない部分については、デューデリジェンスを十分に実施し、DD ステートメントを提出する必要があります。

3.6 サプライチェーン下流に位置するオペレーターや非 SME トレーダーは、情報システムにおいて、上流のオペレーターが情報システムに提出した DD ステートメントの地理位置情報にアクセスできるか？（新）

上流のオペレーターは、情報システムに提出された DD ステートメントに含まれる地理位置情報が、情報システム内の参照 DD ステートメントを介して下流のオペレーターがアクセスおよび表示できるようにするかどうかを決定できます。

3.7 EU 域外に拠点を置くオペレーターが関連製品または產品を EU 市場に出荷するとどうなるか？ どのような状況で EU 域外のオペレーターは情報システムにアクセスできるようになるか？（新）

EU 域外に設立された自然人または法人が関連製品を市場に出荷する場合、EUDR 第 7 条に基づき、そのような製品を市場に出荷した EU 域内に設立された最初の者が、規則が意味するオペレーターとみなされます

つまり、この場合、規則が意味する 2 つのオペレーターが存在することになります。1 つは EU 域外で設立された者で、もう 1 つは EU 域内で設立された者です。

EU 域外のオペレーターは、有効な EORI 番号を持っている場合にのみ情報システムにアクセスできます。この場合のみ、税関申告書を提出する前にデューデリジェンスを実施した後、DD ステートメントを提出する必要があります。規則の第 2 条 (22) に従い、認可された代表者は EU 域内に設立されている必要があるため、認可された代表者としてではなく、オペレーターの役割でシステムにアクセスします。

3.8 どのような企業が中小企業以外のトレーダー(非 SME トレーダー)となるか？その義務は何か？

非 SME 業者とは、EUDR 第 2 条 30 項に基づくと、中小規模ではないトレーダーを指します。この規定は、指令 2013/34/EU の第 3 条に規定された定義を参照しています。これには基本的に、附属書 1 に規定されている製品を市場に出荷しているオペレーターではない大企業、例えば大規模なスーパーマーケットや小売チェーンが含まれます。

規則の第 5 条 1 項により、大規模トレーダーの義務は、以下のとおり、川下の大規模オペレーターの義務と同じです。

- a) 大規模トレーダーは、DD ステートメントを提出する必要があります
- b) その際、前段サプライチェーンで実施されたデューデリジェンスに依存することができますが、その場合、第 4 条 9 項の規定に従うことになります。
- c) 大口トレーダーは、規則に違反した場合、川上のオペレーターが実施したデューデリジェンス又は提出した DD ステートメントに対しても責任を負います。

3.9 中小規模ではない、消費者に販売する組織（小売業者）は、トレーダーとして分類されるのか？（新）

小売業組織については、具体的な状況に応じて、規則の下で「オペレーター」（「商業活動の過程で関連製品を EU 市場に出荷または輸出する自然人または法人」として適格である場合）または「トレーダー」（「商業活動の過程で関連製品を市場で入手可能にするオペレーター以外のサプライチェーン内の者」として適格である場合）として位置づけられます。

3.10. 委員会委任指令 (EU)2023/2775 による指令 2013/34/EU の第 3 条の改正により中小規模企業 (SME) を定義する基準が変わるが、これは EUDR に基づく SME にどのような影響を与えるか? (新)

指令 2013/34/EU における中小企業の調整された規模は、国内法で措置された後にのみ EU 加盟国に適用されます。したがって、規則の目的上、調整された規模の基準は、企業が設立されている加盟国でそのような措置が行われた後のみ、EU で設立された企業に適用されます。

ただし、規則の第 38 条(3)および 2025 年 6 月 30 日までに規則が適用される場合、オペレーターが 2020 年 12 月 31 日までに小規模企業として設立されたかどうかが決定的となることに留意する必要があります。これは、指令 2013/34/EU を実施する EU 加盟国の国内法と、2020 年 12 月 31 日までに施行されていたその中の規模の閾値によります。

当初の指令 2013/34/EU では、中規模企業とは「零細企業または小規模企業ではなく、貸借対照表日において以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの限度を超えない企業」とされていました。

- (a) 貸借対照表合計: 20 000 000 ユーロ、(b) 純売上高: 40 000 000 ユーロ
- (c) 会計年度中の従業員平均数: 250 人

委任指令(EU)2023/2775 では、貸借対照表合計の基準が 25 000 000 ユーロ、純売上高が 50 000 000 ユーロにされています。委任指令(EU)2023/2775 第 1(3)を参照してください。

3.11 規則に違反の場合、誰が責任を負うのか? (新)

すべてのオペレーターは、EU 市場に出荷または輸出する関連製品のコンプライアンスに対する責任を負います。また、この規則では、オペレーター(または非 SME トレーダー)に、サプライチェーン全体にわたって必要なすべての情報を伝達することを義務付けています。

非 SME トレーダーも、EU 市場で入手可能とする関連製品に対する責任を負います。

3.12. 立木または伐採権の場合、誰がオペレーターか？

立木自体は規則の範囲に含まれません。契約上の合意に応じて、伐採時点の「オペレーター」は、関連製品を誰が EU 市場に出荷するか、EU から輸出するかによって、森林所有者または関連製品を伐採する権利を持つ会社のいずれかになります。

3.13. 規則は企業グループにどのように適用されるか？（新）

デューデリジェンス義務は、企業グループのメンバーであるかどうかに關係なく、EUDR 第 2 条(20)に従って「個人」に適用されます。

4. 定義 (Definitions)

これらの定義は、EU と商業的関係を持つ第三国の企業や利害関係者、および EU の管轄当局の、対応の基礎となります。

4.1 「世界的な森林減少」とは何を意味するのか？

世界的な森林減少とは、人為的か否かを問わず、第 2 条に規定された定義、すなわち、世界的（EU 内外を問わず）に発生している森林減少を意味します。

森林減少と森林劣化は、気候変動と生物多様性喪失の主な要因のひとつであり、現代の 2 つの重要な地球環境危機です。世界的な森林減少と森林劣化の主な原因は、大豆、牛肉、パーム油、木材、ココア、ゴム、コーヒーなどの商品生産のための農地の拡大です。EU は、これらの商品の主要な経済国であり消費国であ

るため、世界の森林減少と森林劣化を助長しています。したがって、EUには森林破壊を終わらせることに貢献する責任があります。森林破壊を起こさない商品および製品の生産と消費を促進し、EUが世界の森林破壊と森林劣化に与える影響を減らすことにより、この規則はEU主導の温室効果ガス排出と生物多様性の損失を削減することが期待されます。

4.2 「土地の区画」とはどういう意味か？

本規則における地理的位置情報の対象である「土地の区画」は、第2条(27)にて「その土地で生産される関連製品に関連する森林減少と森林劣化のリスクの総レベルを評価することを可能にする、十分に均質な条件を有する、生産国の法律で認められた単一の不動産の土地」と定義されます。

本規則の目的上、重要な要素はEU市場へ出すことを目的とする商品の生産に使用される土地の区画を特定することである。一人の所有者が所有する区画の一部が、本規則の対象となる商品の生産に使用されていない場合、またはEU市場へ出すことを意図していない場合は、すべての区画をリストアップする必要はありません。

4.3 木材はどの基準に適合する必要があるのか？

第2条13項(b)（「...木材を含む、または木材を使用して製造された関連製品の場合...」）は、関連製品の範囲から木材を除外しているため、“特別な場合”的印象を与え、第3条(a)の「ディフォレスステーション・フリー」という基準が木材に適用できるかどうか疑問がある。木材は森林減少と森林劣化の両方の基準を満たす必要があるのか？それとも森林劣化のみを満たす必要があるのか？

規則の要求に答えるとすれば、木材は以下のa) b)両方に適合する必要があります。a)2020年12月31日以降に森林減少の対象となっていない土地から伐採されたものであること、b)2020年12月31日以降に森林劣化を引き起こすことなく伐採されたものであること。

4.4 準拠する収穫レベルは何か？

2022 年に木材事業者が森林の 20%を伐採し、その土地を自然再生させた場合、伐採された木材は EUDR に適合するか？その後 30 年間に森林が再生された場合、同じ作業を行って EUDR の適合性について同じ結論が得られるのか？

この規則では、「森林劣化」とは森林被覆の構造的变化を意味し、原生林や天然性林の森林プランテーションへの転換やその他の樹木地への転換、原生林から育成林への転換を意味します。（第 2 条 7 項）。

この定義は、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations）によって定義されたすべてのカテゴリーの森林を対象としています。従って、本規則における森林劣化とは、特定の種類の森林を他の種類の森林やその他の樹木地に転換することです。

様々な形での木材伐採は、劣化の定義に該当するような変質をもたらさないという条件で認められています。

4.5 木材を含む、または木材を使用して製造された関連製品について、「ディフォレストーション・フリー」の定義にある「森林劣化をもたらさない」という文言はどのように理解すべきか？（新）

「ディフォレストーション・フリー」定義のうち、特に森林劣化に言及している要素は「2020 年 12 月 31 日以降、森林劣化を誘発することなく森林から伐採された」木材でなければならないとしています。（EUDR2 条 13 項 b）「もたらさない」という言及は 木材の伐採と森林劣化のプロセスとの間に因果関係があることを意味します。これは森林が、気候変動、疾病の発生、火災など、他のプロセスによっても影響を受ける可能性があるという事実を反映しています。このような潜在的な森林劣化は、本規則の範囲外です。EUDR は、木材伐採とその後の森林再生に関する林業活動によって引き起こされる森林劣化を対象としています。

該当する製品が、伐採活動が森林劣化をもたらした地域から調達された場合、該当する製品は同規則に準拠していないことになります。オペレーターは、伐採が森林劣化をもたらすリスクがあるかどうかを評価する管理手順、すなわち伐採日時点で入手可能なすべてのデータと情報、主にその国の森林管理法、森林管理計画、再植林計画、また、森林再生計画や伐採後の活動計画、回復・保全計画、その他の種類の計画も考慮に入れることができます。

森林の劣化状態が長期的に持続する場合、2020年12月31日以降、木材伐採が森林劣化を引き起こした土地で将来的に伐採が行われる場合、「ディフォレストーション・フリー」とは言えず、関連製品を市場に出すことはできません。

逆に、将来、森林が再生され、その状態が森林劣化の定義に該当しないと思われる森林カテゴリーに変化した場合、その土地での新たな伐採活動により産出された木材は、「ディフォレストーション・フリー」とみなされる可能性があります。

4.6 木材製品に森林劣化がないかどうかはどうかはどのように評価すべきか？また検討中の関連期間とは何か？（新）

本規則では「森林劣化」とは森林被覆の構造的变化を意味します。原生林や天然性林を森林プランテーションやその他樹木地へ転換したり、原生林を育成林に転換したりすることを意味します。（第2条7項）。

「森林劣化」とは 以下の 森林被覆の構造的变化	
1) 原生林 から	2) 天然性林 から
a) 育成林 b) 森林プランテーション c) その他 樹木地	a) 森林プランテーション b) その他樹木地

同規則における森林劣化とは、特定の種類の森林が他の種類の森林やその他の樹木地に転換することを意味します。持続可能な森林管理システムは、劣化の定義を満たす転換につながらない限り、採用され、奨励されます。

「ディフォレストーション・フリー」の定義の森林劣化の要素に準拠するために、オペレーターは、2020年12月31日以前の森林の種類が原生林か天然性林（「森林劣化」の定義が適用される2つの森林の種類）であったかを確認し、木材伐採に関する林業活動、および計画されている伐採後の活動が、「森林劣化」に相当する異なる森林の種類への転換を引き起こすか、もたらし（誘発する）、または転換を引き起こした可能性があるかどうかを評価する必要があります。

持続可能な森林管理計画や持続可能な伐採に関する法的枠組みなど、国の関連する森林管理法、伐採前の森林の状態、伐採体制とその影響の可能性、再生処理、その他の計画された森林保護および修復措置、規則第10条に詳述されているリスク評価基準に関するその他の情報に関する情報とデータを考慮することが重要です。

伐採活動が森林劣化を引き起こす可能性があることを示す証拠がある場合、このリスクがゼロまたは極少レベルにまで軽減されない限り、木材製品をEU市場に出荷したり、提供したり、EU市場から輸出したりすることはできません。

伐採の時点で、土地の最終目的（再植林または転換）が不明な場合、伐採活動によって森林の劣化が引き起こされるリスクがあります。したがって、このリスクがゼロまたは極少レベルにまで軽減されない限り、これらの木材製品はEU市場に投入したり、EU市場で提供したり、EU市場から輸出したりすることはできません。

伐採活動が森林劣化を引き起こす可能性があることを示す例としては、次のものが挙げられます。

- 管理計画（またはその他の入手可能な情報）から、提案された伐採および再生活動が、規則の定義に沿って森林劣化を防ぐのに不十分である可能性があることが示唆されている
- 実施された伐採活動が、森林の持続可能な管理計画で提案されたもの、または国の法的枠組みによって承認されたものから逸脱している

- 伐採後の植林および森林管理計画が、規則の定義による「森林プランテーション」または「育成林」の定義を満たしているように見える
- 計画された更新措置（植林または播種）またはそのような計画された措置がない

4.7. 2020年12月31日以降に伐採活動によって引き起こされたものではない構造変化のある森林から伐採された木製品は、森林劣化がないと言えるか？（新）

はい、2020年以降の森林劣化が、伐採作業や森林破壊活動とは無関係な気候変動、病気の発生、火災などの他のプロセスによって引き起こされた場合、伐採作業自体が森林劣化をもたらさない限り、それらの土地での伐採活動による製品もディフォレストーション・フリーとみなすことができます。

こうした場合、2つの期間における森林の状態の変化が木材伐採とは無関係であることを示す十分なデータと証拠を持つことが重要になります。

さらに、森林保護を目的とした伐採の場合、例えば嵐や火災の後に損傷した木材を伐採する場合や、害虫や病気の蔓延を防ぐために感染した木を伐採する場合など、伐採が森林の劣化を「もたらした」と理解されるべきではありません。そのような場合、伐採の実際の目的を証明する十分なデータと証拠が重要になります。

4.8. 場合によっては、木材伐採作業が「森林劣化」を引き起こしている証拠が、木材製品が EU 市場に出荷（または入手可能になつたり、欧州連合から輸出されたり）してからしばらくは明らかにならないことがある。DD ステートメントの提出後に発生した事象についてオペレーターは責任を負うことになるか？その関連製品はディフォレスステーション・フリーとみなされるか？ **(新)**

DD ステートメントを提出する前の期間における伐採活動によって森林劣化が引き起こされた地域から関連製品が調達された場合、当該製品は規制に準拠していないことになります。

DD ステートメントを提出することにより、オペレーターはデューデリジェンスのプロセスおよび関連製品の第 3 条 a) および b) への準拠について責任を負うことになります。このプロセスにおいて、事業者は第 10 条に規定されているリスク要因を含むすべての関連情報とデータを考慮する必要があります。

例えば、土地区画の収穫後計画を含む関連情報や特定の基準が見落とされたために、デューデリジェンスのリスク評価が適切に実施されなかった場合、デューデリジェンス義務違反と認定される可能性があります。

デューデリジェンスが適切に実施されていないことが判明した場合、下流のオペレーターやトレーダーは、関連製品に関する既存のデューデリジェンスステートメントに依拠することができなくなります。

一方、デューデリジェンスが当時適切に実施され、関連製品が市場に投入された時点で準拠していた場合、DD ステートメントの提出時点では潜在的リスクとして特定できなかった製品が市場に出荷（または輸出）された後に発生した事象により、関連製品（および派生製品）の準拠のステータスが変わることはありませ

ん。また、これによってオペレーターの準拠のステータスが影響を受けることもありません。

4.9. 「森林劣化」の定義は、森林の保護と回復にとって重要な取り組みである可能性のある計画的な植林や播種を阻害することにならないか？（新）

特定の森林タイプでは、意図的な植林や播種は、自然現象（嵐、火災など）の後や、侵入外来種、害虫、病気の管理措置の後など、森林再生の効果的で好ましい方法である場合があります。また、やせた土壌、干ばつ、霜、気候変動の影響が顕著な場所などの厳しい環境での再生を促進するためにも使用されます。したがって、原生林または天然性林を森林プランテーションに転換することは「森林劣化」に該当しますが、規則では「森林プランテーション」の定義から「保護または生態系の回復のために植林された森林、および植林または播種によって育成された森林で、成熟時に天然性林に類似している、または類似するであろう森林」は除外されています。

この例外は、論理的には「育成林」にも適用されます。

4.10. 「屋外の土地でそれらの閾値に到達できる樹木群」をどのように適用するか？（新）

規則第 2 条 (4) の「森林」の定義における樹高と樹冠被覆率に関連し「屋外の土地 (in-situ) でそれらの森林の定義に達することができる樹木群」という条項をどのように適用するのか？

木本植生が、樹高または予測樹高が 5 メートル以上の樹種の樹冠被覆率が 10% を超えている、または超えることが予想される場合、国連食糧農業機関 (FAO) の定義に基づいて「森林」に分類されます。例えば、まだ樹冠密度が 10% で樹

高が5メートルに達していないが達することが予想される若い林も、「森林」の定義に含まれ、一時的に樹木が植えられていない場所も含まれるが、その場所の主な用途は森林のままです。

4.11. どのような森林の土地利用形態の変更が規制に準拠しているか?森林減少は、規則第2条(3)項で「森林の農業用途への転換」と定義されている。その他の森林の土地利用変更は規則に準拠するといふことか? (新)

規則における森林減少とは、森林を農業用途に転用することと定義されています。都市開発やインフラなどの他の用途への転用は、森林減少の定義には該当しません。たとえば、道路建設のために合法的に伐採された森林地帯の木材は、規則に準拠することになります。

4.12. 自然災害は森林減少としてカウントされるか?

規則における「森林減少」の定義には、人為的か否かを問わず、自然災害による状況を含む森林の農業用地への転換が含まれます。火災に見舞われた森林がその後(カットオフ日以降に)農地に転換された場合、規則では「森林減少」と見なされます。この特定のケースでは、この規則の範囲において、オペレーターはこの地域から產品を調達することを禁止されます(ただし、森林火災が原因ではありません)。逆に、影響を受けた森林が再生した場合、「森林減少」に該当するとはみなされず、オペレーターは森林が再生した場合には木材を調達することができます。

4.13. 規則の対象には「その他樹木地」や他の生態系も含まれるか？

この規則は、国連食糧農業機関（FAO）の「森林」の定義に基づいています。これには、農業に利用されていない居住可能な土地の大部分を占める 40 億ヘクタールの森林が含まれており、国の法律でサバンナ、湿地、その他の貴重な生態系として定義されている地域も含まれています。

発効後 1 年以内に行われる規則の最初の見直しでは、適用範囲を「その他樹木地」をさらに拡大した場合の影響を評価します。規則の発効後 2 年以内に行われる 2 回目の見直しでは、「森林」および「その他樹木地」を超えた生態系に拡大した場合の影響を評価します。

原生林や天然性林から森林プランテーションやその他樹木地への転換は、すでに「森林劣化」の定義の一部となっており、そのような転換地から生産された木材製品は EU 市場に出荷することも輸出することもできません。

4.14. ゴム栽培は、この規則では「農業利用」とみなされるか？（新）

はい、ゴム栽培は、規則の「農業プランテーション」の定義に該当します。これは、「果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ園、樹木の下で作物が栽培されるアグロフォレストリーシステムなどの農業生産システムにおける樹木のある土地」を意味します。この定義には、木材以外の関連產品のプランテーションがすべて含まれます。農業プランテーションは「森林」の定義から除外されています。つまり、森林をゴムプランテーションに置き換えることは、規則の下では森林減少と見なされます。

5. デューデリジェンス (Due Diligence)

5.1 EU のオペレーターとしての義務は何か？

原則として、オペレーター（および非 SME トレーダー）は、3つのステップからなるデューデリジェンスシステムを構築し、維持する必要があります。

第1段階として、オペレーターは、税関の「自由流通のための解放＝輸入」及び「輸出」手続きに基づくものを含め、市場に出荷する（又は非 SME トレーダーの場合は入手可能にする）または輸出しようとする产品又は製品、並びにそれぞれの数量、供給者、生産国、合法的な収穫の証拠等第9条で言及されている情報を収集する必要があります。

このステップにおける重要な要件は、関連する产品が生産された土地区画の地理的位置情報を取得し、情報システムを通じて提出される DD ステートメントに関連情報（商品、CN コード、数量、生産国、地理的座標）を記載することができます。

もしオペレーター（または非 SME トレーダー）が必要な情報を収集できない場合、当該商品を市場に出荷すること（非 SME トレーダーの場合は入手可能にすること）、または輸出することを控えなければなりません。これを怠ると規則違反となり、制裁を受ける可能性があります。

第2段階では、オペレーターは第1段階で収集した情報をデューデリジェンスのリスク評価にあたっての柱とし、第10条に記載された基準を考慮しながら、サプライチェーンに非準拠製品が流入するリスクを検証・評価する必要があります。オペレーターは、収集した情報がどのようにリスク評価基準に照らし合わされ、どのようにリスクを決定したかを実証する必要があります。

第3段階では、第11条に記載された基準を考慮し、リスクが無視できる程度になるように、第2段階で不適合リスクが無視できる程度以上であると判断された場合、適切かつ相応の緩和措置を講じる必要があります。これらの措置は文書化する必要があります。

低リスクと分類された地域から商品を調達するオペレーターは、簡易デューデ

リジェンス義務の対象となります。第 13 条によれば、オペレーターは第 9 条に沿った情報を収集する必要がありますが、第 31 条に基づき提起された根拠のある懸念を含め、関連製品が本規則に適合していないとのリスクを指摘する関連情報を入手、認識しない限り、リスクの評価と軽減措置（第 10 条および第 11 条）は要求されません（第 13 条 2 項）。

5.2 法定代理人とは何か？

第 6 条によれば、オペレーター及びトレーダーは、権限を有する代理人に対し、自らに代わって DD ステートメントを提出することを委任できます。この場合、関連製品のコンプライアンスに対する責任はオペレーター及びトレーダーにあります。

オペレーターが個人又は零細企業である場合、サプライチェーンの次のオペレーター又はトレーダーに、その法定代理人として委任することができます。この場合、製品のコンプライアンスに対する責任は委任したオペレーターにあります。

規則第 2 条 22 によれば、法定代理人は EU 内の者でなければなりませんし、オペレーターあるいはトレーダーから文書によりその権限を示されなければなりません。

5.3 企業は子会社に代わってデューデリジェンスを行うことができ るか？

企業グループ（母体とその子会社）の内部組織とデューデリジェンス方針は、本規則の適用を受けません。該当する製品を市場に出荷したり、入手可能にしたり、輸出したりするオペレーター又はトレーダーが、その製品のコンプライアンス及び規制の全体的なコンプライアンスに責任を負います。従って、DD ステートメントに記載されるのは、その実際のオペレーターの名前であり、そのオペレーターが規則上の全責任を負います。

5.4 製品の再輸入についてはどうか？

以前に EU から輸出した製品を再輸入する場合、DD ステートメントの義務はどうなるのか？

オペレーター（または非 SME トレーダー）が、以前に輸出された製品を再輸入し、「自由流通のための解放（release for free circulation）」という税関手続きの下に置く場合、その製品が初めて市場に出された場合と同じ義務が適用されます。

輸出された場合、関連製品は「EU 連合商品」としての通関上の地位を失い、その関連製品は、その後、市場に再出荷または再販売された場合、新製品とみなされます。既に存在するデューデリジェンス調書は、事業者がデューデリジェンスを実施するのに役立ちます。

5.5 どの税関手続きが影響を受けるのか？

「自由流通のための解放」または「輸出」以外の税関手続き（例：税関倉庫、内国加工、一時的な入国など）の下に置かれた関連製品は、規則の対象とはなりません。

5.6 EU 域内で生産されていない製品を市場に出す場合、通関手続き

は必要か？この場合、税関申告書で十分なのか？ **(新)**

EU 域外で生産された関連產品または関連製品を市場に出すには、事前に通関手続きが必要です。この場合、それが当該製品に直接リンクしている場合、税関申告書（船荷証券やその他の商業文書、物流文書ではない）が適切な証拠とみなされます。

5.7 認証制度や検証制度の役割は何か？

認証制度は、サプライチェーンメンバーが同規則に基づく義務を遵守するために必要な情報をカバーしている限りにおいて、そのリスク評価に役立てる事ができます。中小企業でないオペレーターやトレーダーも、デューデリジェンスを実施する必要があり、違反があった場合には引き続き責任を負うことになります。

5.8 欧州委員会は、リスク評価とリスク軽減における認証および第三者検証制度の役割について、さらなる説明を提供するガイダンスを準備している。ドキュメントはどれくらいの期間保存する必要があるか？（新）オペレーターは、デューデリジェンスに使用した文書をどのくらいの期間保管すべきか？SME トレーダーは、市場に出荷したり、入手可能にしたり、輸出したりする関連製品に関する関連情報を保管しなければならないのか？何をもってこの期間の開始とみなすか？

オペレーターは、第 9 条に基づき収集した情報を、証拠を添えて、関連商品及び関連製品を市場に出す又は輸出の日から 5 年間、収集、整理及び保管しなければなりません。第 10 条 4 項および第 11 条 3 項の規定に基づき、オペレーターは、デューデリジェンスがどのように実施され、リスクが特定された場合にどのような軽減措置が講じられたかを証明できなければなりません。これらの措置に関する関連文書は、デューデリジェンス実施後少なくとも 5 年間は保存しなければなりません。オペレーターはまた、DD ステートメントの記録を、情報システムに提出された日から 5 年間、保管しなければなりません。

この点では、非 SME トレーダーもオペレーターと同じ義務を負います。非 SME トレーダーは、デューデリジェンスの参照番号を含む第 5 条 3 項に記載された情報を、関連製品の市販または輸出の日から少なくとも 5 年間保管しなければなりません。

5.9 「極少リスク製品」の基準は何か？

極少リスクとは、市場に出荷、または輸出される関連製品に適用されるリスクのレベルを指し、製品固有の情報および一般的な情報の完全な評価に基づいており、必要な場合には適切な軽減措置が適用されており、それら製品または製品が第 3 条の(a)または(b)に適合していないと懸念する理由がない場合を指します。

5.10 「極少リスクの製品」は免除されるのか？

EUDR 第 2 条 26 項の極少リスクは、EUDR 第 10 条 1 項と合わせて EUDR の免除基準として読むことはできるか？

いいえ、オペレーター及びトレーダー（非 SME）は、（第 4 条 1 項に従って）デューデリジェンスを実施した結果としてのみ、「極少リスク」についての結論（これは、関連製品を市場に出荷したり輸出したりするための前提条件である）に達することができます。デューデリジェンスの実施は、本規則に基づくオペレーター及びトレーダーの中核的な義務であり、いかなる免除の対象でもありません。注：「極少リスク」の要素は製品には適用されません（同規則には製品ごとの「リスク」の規定はありません）。

5.11 特定の国からの特定の製品が「極少リスク」とみなされる可能性はあるか？

ある国からのパーム油、ゴム、コーヒー、カカオ、木材を「極少リスク」とみな

すことができるか？
いいえ。上記の質問を参照

5.12 「ディフォレスステーション・フリー」という要件への準拠を確認する場合、どの時点に焦点を当てるべきか？ **(新)**

その產品がディフォレスステーション・フリーに寄与しているかどうかの評価は、本規則のカットオフが 2020 年 12 月 31 日以降の為、そこまでさかのぼってその農耕地が森林であったかどうかを確認することによって行われます。（第 2 条の定義に因る）。

5.13 デューデリジェンスの義務との関連で、オペレーターやトレーダーが文書化を必要とする製品は何か？ **(新)**

文書化が必要なのは、規制の対象となる製品のみです。（附属書 I に記載の HS コードリスト）適用範囲外の產品（すなわち、附属書 I に記載されていない產品）で製造された製品については、文書は要求されません。

5.14 非 SME オペレーターは、規則第 12 条第 3 項に基づき、いつ最初の年次報告書を作成しなければならないのか？ **(新)**

EUDR は 2024 年 12 月 30 日から適用されます。（ただし、2025 年 6 月 30 日適用の零細・小企業を除く）第 12 条(3)は、EUDR に基づく要求事項を遵守するための活動に関する年次報告書を発行することを義務付けています。
2025 年は EUDR が適用される最初の年であるため、最初の報告書（2025 年を対象）は 2025 年 12 月 30 日以降に発行されなければなりません。

他の EU 関連法（EU 企業持続可能性デューデリジェンス指令など）に基づく報告義務に基づき EUDR12 条 3 項に含まれる関連要素をすでに報告している企業

は、その報告を繰り返す必要はありません。

5.15 規制の対象となる 7 つの商品セクターの関係者が記入する必要のある DD ステートメントのひな形はあるのか？（新）

オペレーター及びトレーダーによる DD ステートメントの雛形は、情報システムのフォームであり、全ての商品セクターで共通です。（付属書 II 参照）。

5.16 デューデリジェンスを実施するために、あらかじめ決められたフォーマットや質問リストはあるのか？（新）

いいえありません。オペレーターおよびトレーダーは、規則第 8 条、第 9 条、第 10 条および第 11 条に従い、それぞれのデューデリジェンスの義務を遵守しなければなりません。リスクがない、または極少リスクであることが関連製品を EU 市場へ、または EU 市場から輸出するための前提条件です。

デューデリジェンスは「チェック・ザ・ボックス」ではないことに留意してください。従って、規則に示されているデューデリジェンスの様々なステップ（すなわち、9、10、11 条による情報確認、リスク評価、リスク軽減）に沿ったものである限り、特定の状況やサプライチェーン を反映してもかまいません。

5.17 EU 市場への関連製品の輸出を希望するオペレーターやトレーダー（および/またはその代理人）は、情報システムに登録する必要があるか？（新）

オペレーターおよびトレーダーが、本規則に基づき DD ステートメントを提出する場合、情報システムに登録しなければなりません。または、法定代理人にサービスを依頼することもできます。（このような代理人はシステムに登録されなければなりません）

5.18 欧州委員会は、関連製品の適合性を確認するために使用する衛星画像ツールに関するさらなる詳細（例えば最小解像度）を発表するのか？（新）

空間画像ツールは、オペレーターやトレーダーのデューデリジェンスの義務（ディフォルステーション・フリーの製品を確認する義務）を果たすうえで、また加盟国の管轄当局がディフォルステーション・フリーの有無を確認する上で、大いに役立ちますが、規則では、森林減少が行われていないことを証明するために、特定の衛星画像ツールの使用や衛星画像の解像度に関する閾値を課していません。

5.19 DD ステートメントは、どれくらいの頻度で情報システムに提出すべきか？また複数の出荷／ロットをカバーできるか？関連製品が、ある期間に連續的に市場に出荷される可能性がある場合はどうか？（新）

DD ステートメントは複数のロット/出荷を対象とすることができます。このような場合、オペレーター（または非 SME トレーダー 5(1)EUDR を参照）は、域内市場に出荷される、あるいは域内市場で入手可能になる、または輸出されることを意図したすべての関連製品についてデューデリジェンスが実施され、関連製品が規則(附属書 II)第 3 条 (a) または(b)に適合しないリスクが極少であり、かつ、オペレーターが関連製品の EUDR 第 3 条への適合についての責任を負うことを確認しなければなりません。

加えて考慮しなければならない法的要件と実務上の事項として以下があります。
1, EU 市場に出荷され、入手可能となった、あるいは輸出されるすべての関連製品の数量は DD ステートメント (EUDR 第 3 条(c)) でカバーされなければ

なりません。そしてそのステートメントはロット／出荷が市場に出回ったり入手可能になったり、輸出されたりする前に提出されなければなりません。
(EUDR 第 4 条 2 項)。

2. DD ステートメントの対象となった製品の数量が完全に市場に出荷または輸出された後、追加数量を申請する場合は、同じオペレーターにより新たなステートメントが提出しなければなりません。

3. EUDR 第 12 条(2)に従い、オペレーターは 1 年に 1 度、デューデリジェンスを見直さなければなりません。したがって、DD ステートメントは、その提出時点から 1 年を超える期間の出荷／ロットを対象にしてはなりません。より長い期間になると、申告された製品と実際に市場に出荷された、あるいは輸出された製品（意図したものも含む）が一致していることを証明することが困難になる可能性があります。

4. DD ステートメントにより、オペレーターは、EU 市場に出荷され、入手可能となり、または輸出される予定のすべての関連製品について、デューデリジェンスが実施されたことおよび当該製品にコンプライアンス違反のリスクがない、あるいは極少リスクであることを確認します。

従って、原則として DD ステートメントは、すでに生産された商品、すなわち、関連する土地で栽培され、収穫され、そこから入手され、または飼育された产品、あるいは家畜に関しては関連する土地で飼育された产品を対象とし、牛に関しては、施設で飼育されたものを対象とすべきです。言い換えれば、オペレーターは、DD ステートメントを既存の产品と関連付けることができなければなりません。

5. DD ステートメントで申告された製品の数量は、オペレーター がデューデリジェンスを実施し、EU 市場に出荷または入手可能にするもの、または輸出を意図しているものの量と一致しなければなりません。

オペレーター は、管轄当局の要求に応じて、EUDR 第 12 条に従って行われたデューデリジェンスの証拠を提出することができなければなりません。簡易デューデリジェンスが適用されない限り (EUDR 第 13 条)、オペレーター は

10(2)EUDR に従って、すべての製品について非適合のリスク(ディフォレスティション・フリーおよび合法性要件)を評価し、申告されたすべての製品についてそのリスクが極少リスクであるという証拠を提出しなければなりません。

上記を証明する適切な記録を、管轄当局の要求に応じて提供しなければならなければため (EUDR 第 9 条)、(最後の) 市場に出荷した日または入手可能とした日から 5 年間保存しなければなりません。DD ステートメントで宣言された量が、完全に市場に出されていないか、入手可能になっていないか、又は輸出されていない場合、オペレーターは申告された量と実際に市場に出荷又は輸出された量との差を説明する適切な記録を 5 年間保管し、要求に応じて管轄当局に提供されなければなりません (EUDR 第 9 条)

6. 地理的座標情報を含む個々の DD ステートメントは、情報システムへのアップロードのために設定された実用的な容量制限 (25MB) 以内でなければなりません。

7. DD ステートメントが複数のロット／出荷を対象とする場合、このような複雑さが加わることで、オペレーターにとって不適合のリスクが高まる可能性があります。オペレーターは、すべてのロット／出荷、および DD ステートメントに記載された、生産国、すべての区画の地理的位置を含む情報に対し全責任を負わなければなりません。さらなる複雑さは、管轄当局が特定するために用いるリスクベースのアプローチにも関連する可能性があります。 (Art. 16 EUDR)
リスクベースのアプローチに関連する場合、不適合に対する暫定措置または対応は、分割されているロット/出荷を含み DD ステートメントの対象となるすべての関連製品に適用されることになるかもしれません。

5.20 DD ステートメントの提出期限はいつか？ (新)

EUDR 第 4 条(1)によれば、オペレーターは、関連製品が EUDR 第 3 条に適合していることを証明するために、関連製品を市場に出荷または輸出する前に、EUDR 第 8 条に従ってデューデリジェンスを実施しなければなりません。同じことが 5(1)EUDR に従って、非 SME トレーダーにも適用されます。

EU 市場に入る（輸入）、または EU 市場から出る（輸出）関連製品については、DD ステートメント の参照番号を税関当局が入手できるようにしなければなりません。

このため、税関申告を行う者（「税関申告者」と呼ばれる）は、EUDR26 条に従い、該当する製品の税関申告書に DD ステートメント の参照番号を記載しなければなりません。従って、税関申告の前に DD ステートメント を提出し、DD ステートメント の参照番号を入手しなければなりません。

DD ステートメント が複数の出荷/ロットを対象としている場合、EUDR の法的要件が満たされる限り、同一の DD ステートメント の 参照番号を複数の税関申告書に記載することができます。EU 域内で生産された產品の場合、正確な市場に出された日は、その商品が EU 域内の市場で物理的に入手可能になった時点（すなわち、その產品が生産され、派生製品の場合、製品が製造された日）、頒布、消費または使用のために市場に供給された日、あるいは、2 人以上の法人または自然人との間でオペレーター が 関連製品の供給について約束する契約に至った日で把握されるべきです。このような契約は、代金の支払いと引き換えに供給することも、無償で供給することも可能です。森林に関連する例で説明すると、DD ステートメント は、i) 伐採された丸太が入手可能であること、ii) 伐採された丸太の購入/供給の契約が、製材所など第三者への供給についての合意によりが成立すること、の両方を満たした段階でデューデリジェンスが提出されなければなりません。

この日付は、丸太の代金の支払日、最初の出荷日、または所有権の移転日とは無関係です。

中長期的には、オペレーター及び非 SME トレーダーは、電子インターフェイスに従って税関申告書とデューデリジェンスを一度に提出することが可能になります。この仕組みはまだ適用されていないため、本 FAQ には反映されていません。この点に関しては、別途ガイダンスや FAQ が提供される予定です。

6. ベンチマークングと協力体制（Benchmarking and partnership）

6.1 国別ベンチマークとは何か？

欧州委員会が運営するベンチマークシステムは、国またはその一部を、当該国でディフォレスティーション・フリーな商品を生産するリスクの度合いに応じて、3つのカテゴリー（高リスク、標準リスク、低リスク）に分類します。

国またはその一部のリスク状況を特定するための基準は、規則第 29 条に定められています。第 29 条 2 項は、欧州委員会に対し、同規則の主な義務が発生する発効から 18 カ月後までに、システムを開発し、国またはその一部のリストを公表するよう義務づけています。このリストは、最新の科学的証拠、国際的に認知された情報源、現地で検証された情報などを考慮した、量的・質的基準の客観的かつ透明性のある評価分析に基づいて作成されます。

6.2 その方法論は何か？

その方法論は現在、欧州委員会が策定中であり、今後のマルチステークホルダー森林減少プラットフォーム会合やその他の関連会合で発表される予定です。

6.3 ステークホルダーはどのように貢献できるのか？

生産国やその他のステークホルダーはどのようにベンチマークング・プロセスに関与できるのか？また、生産国やその他のステークホルダーから提供された情報はどのように評価、検証され、活用されるのか？

欧州委員会は、第 29 条 5 項に基づき、高リスクに分類されている、または分類される恐れのあるすべての国々と、そのリスクレベルを下げる目的とした具体的な対話をを行うことが求められています。この対話は、分類の最終決定に先立ち、対象国が追加的な関連情報を提供し、EU と緊密に連絡を取り合う機会と

なります。

6.4 各国は関連データを欧州委員会と共有できるか？

各国は、本規則の実施に関連すると考えるデータ（森林減少および森林劣化の割合に関するデータなど）を欧州委員会と共有できるか？もしそうであれば、本規則の第29条5項に規定されている特定の対話の枠組み以外でそれを行うことは可能か？

本規則は、関連データを第三国に対し EU と共有する義務を課すものではありませんが、EU とそのようなデータを共有することを望む国は、本規則の発効からいかなる段階においても歓迎されます。例えば、ベンチマー킹に関する本規則第29条5項や、それ以外の文脈で EU と具体的な対話をしているか否かにかかわらず、EU と共有することができます。

6.5 合法性のリスクは考慮されるのか？

ベンチマークは森林減少や森林劣化だけでなく合法性リスクも考慮するのか？生産国の法律や森林政策、特に「合法的な森林伐採」について、ベンチマークの過程でどのように評価・考慮されるか？

基準のリストは規則第29条に記載されています。欧州委員会の審査は、規則第29条3項および第29条4項に定められた基準に基づき、客観的かつ透明性のある審査分析に基づいて行われます。関連する定量的基準は以下(a)(b)(c)通りです。(a)森林減少と森林劣化の割合、(b)関連商品のための農地の拡大率、(c)関連商品と関連商品の生産動向。

規則の中で想定されているように、評価はその他以下(c)～(g)が考慮されます。(a)政府及び第三者（NGO、産業界）から提供された情報、(b)当該国と森林減少及び森林劣化に取り組む EU 及び／又はその加盟国との間の協定及びその他の文書、(c)森林減少及び森林劣化と防止するための国内法の存在とその施行、を含むその他の基準、(d)当該国における透明性のあるデータの利用可能性 (e)該当する場合、先住民族の権利を保護する法律の存在、遵守、または効果的な施

行 (g) 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が、関連商品および関連製品の輸出入に対して課した国際制裁措置 など。

6.6 生産国や小規模農家にはどのような支援が提供されるのか？

規制を遵守した製品を生産するために、生産国や小規模農家はどのように支援されるのか？小規模農家がサプライチェーンから排除されないようにするにはどうすればよいか？

EU とその加盟国は、世界ディフォレスティング・フリー・バリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパ・イニシアチブ(TEI)を通じて、消費国、生産国を問わず、森林破壊と森林劣化に共同で取り組むために、パートナー諸国との協力を強化しています。TEI の下でのパートナーシップと協力の仕組みは、特定のニーズが検出され、協力する需要がある場合、すなわち、例えば、小規模農家や企業が森林破壊のないサプライチェーンのみを確実に利用できるようにするために、各国が森林破壊と森林劣化に取り組むことを支援するものです。欧州委員会はすでに、最も影響を受けている第三国の小規模農家を対象としたワークショップを通じて、情報の普及、意識の向上、技術的な質問に対応するプロジェクトに参加しています。

EUDR における小規模農家の機会についてはこちらをご覧ください。

[opportunities for smallholders in the EUDR](#)

6.7 チーム・ヨーロッパ構想のさまざまな要素は何か？

TEI イニシアチブの様々な要素、例えばハブ、森林生態系のための持続可能な農業 (SAFE) プロジェクト、FPI プロジェクト、この文脈で計画されている施設、また、例えば地域レベルなど、より広い文脈で関連するものとの相互関係は？どのように重複を避けるのか？

このチーム・ヨーロッパ・イニシアチブ (TEI) ハブ (略称：「ゼロ・ディフォレスティング・ハブ」) は、ディフォレスティング・フリー・バリューチェーンに関する情報を提供し、パートナー国への働きかけを行うとともに、EU および加盟国の関連する既存プロジェクトと TEI の目標に特化した今後の活動を調

整するための知識管理を行います。これにより、生産国におけるディフォレスティーション・フリー・バリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパのさまざまな活動の整合性を高め、ギャップを特定し、重複を避けることができます。

森林生態系のための持続可能な農業（SAFE）プロジェクトは、TEI の協力面で最も重要な柱です。SAFE は現在、ブラジル、エクアドル、インドネシア、ザンビアで実施されています。2024 年には、さらにベトナムとコンゴ民主共和国で実施される予定です。SAFE プロジェクトは、加盟国からの今後の資金拠出により、より多くの国々をカバーするようさらに拡大される予定です。

ディフォレスティーション・フリー・バリューチェーンに関するテクニカル・ファシリティは、生産国を支援するための柔軟かつ需要の高い手段であり、特に小規模農家に焦点を当て、地理的特定、土地利用マッピング、トレーサビリティなどの技術的要件に関する専門知識を提供します。これらの活動は、相乗効果を生み出し、重複を避けるため、EU 代表部と緊密に調整し、既存のプロジェクトや SAFE と連携させます。

6.8 チーム・ヨーロッパの取り組みと CSDDD との関係は？

現在進行中の企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）に関する立法プロセスを考慮し、TEI ハブ（略称：「森林破壊ゼロ・ハブ」）は、特に EUDR と CSDDD の両方の影響を受ける農業バリューチェーンと小規模農家に関して、CSDDD に関する今後の EU ヘルプデスクと緊密に協力していく予定です。

6.9 オペレーターは、「高リスク」と位置付けられた特定のサプライチェーンや特定の生産国・地域のリスクをどのように軽減できるのか？

オペレーターは、標準的なリスクの国と高リスクの国またはその一部から調達する場合も、同じ基準のデューデリジェンス義務の対象となります。唯一の違いは、高リスク国からの出荷は、管轄当局による監視が強化されること

です（高リスク地域から調達するオペレーターは 9%）。その意味では、サプライチェーンの大幅な変更はありませんし、期待されてもいません。さらに、高リスクの分類には、森林減少と森林劣化の根本原因に共同で取り組み、そのリスクレベルを下げる目的とした、欧州委員会との具体的な対話が必要となります。

6.10 EU は透明性をどのように確保するのか？

ベンチマーク制度に至るプロセスは透明化されます。ベンチマーク手法に関する定期的な更新と協議は、27 の EU 加盟国とともに、多くの第三国が参加する「ディフォレスティション・フリー・マルチステークホルダー・プラットフォーム」で行われます。欧州委員会は、どのようなアプローチをとり、どのような手法を用いたかについて、最新情報を提供します。

さらに、欧州委員会は、同規則の義務に従い、高リスクに分類されている、あるいは分類されるリスクのあるすべての国々と（分類を行う前に）、そのリスクレベルを下げる目的とした具体的な対話を行います。これによって、突然リスク状況が発表されることがなくなり、より綿密な話し合いができるようになります。この対話は、生産国が関連する追加情報を提供する機会となります。

7. 実施支援 (Supporting implementation)

7.1 情報システムと「EU シングルウインドウ」とは何か？

情報システム(IS)は、規制の要求事項を遵守するためにオペレーター及びトレーダーから提出されるデューデリジェンス報告書を補完するための IT システムです。情報システムは、同規則の適用開始までに運用が開始され、同規則第 33 条 2 項に記載された機能を利用者に提供します。

税関のための EU シングルウインドウ環境 (EU SWE-C) は、税関の IT システ

ムと、本規則第 33 条に従って構築される情報システムのような税関以外のシステムとの相互補完を可能にする枠組みです。EU シングルウインドウ環境（EU SWE-C）の中心的な構成要素である EU CSW-CERTEX システムは、情報システムを各国の税関 IT システムと相互接続し、オペレーターが税関および税関以外の当局に提出するデータの共有と処理を可能にします。これにより、シングルウインドウは、リアルタイムでの情報共有と、税関当局と、環境保護分野を含む税関以外の手続きを執行する所轄当局との間のデジタル協力を確保します。

7.2 どのようなデータ・セキュリティ手段があるのか？

情報システム、ひいては税関のための EU シングルウインドウ環境との相互接続は、データ保護の観点から、関連し適用される規定に沿ったものとします。欧州連合のオープンデータ政策に従い、欧州委員会は、情報システムの匿名化された完全なデータセットを、機械で読み取り可能で、かつ相互運用性、再利用、アクセシビリティが確保されたオープンな形式で、広く一般に提供します。

7.3 オペレーターやトレーダーはどのように登録するのか？

オペレーターやトレーダーは、情報システム(IS)の ID 番号／企業登録番号として何を使用できるか？EORI 番号を持っておらず、VAT 番号も持っていない可能性のある国内の事業者／貿易業者は、どのように IS に登録すればよいのか？関連產品および関連製品を輸出入するオペレーターは、TRACES NT に登録する際、EORI (Economic Operators Registration and Identification) 番号を提供する必要があります。EORI 番号を持たないオペレーター／トレーダーは、VAT 番号、国家企業番号、納税者番号など、TRACES がサポートする他の識別子を使って登録することができます。

7.4 よく使うデータをそのシステムに保存できるか？

頻繁に使用するデータ(オペレーター／トレーダーへの主要な供給者など)を IS に保存し、新たなデューデリジェンスごとに入力するのではなく、簡単に自動入

力できるようにすることは可能か？

現時点では、情報システムにはこの機能は含まれていません。とはいっても、すでに提出された DD ステートメントを複製することは可能であり、その結果、新しいステートメントを記入するのに必要な時間を短縮することができます。

コンプライアンスを確保するために、複製されたステートメントに必要な変更を加えることは、オペレーターやトレーダーの責任となります。さらに、「入手」ボタンが提供され、事業者は、定義済みのファイル（フォーマット GeoJSON）から生産地に関する情報を入手することができます。

7.5 そのシステムは農家の地理的位置を特定するのに役立つか？

いいえ、情報システムは、第 4 条 2 項及び第 4 条 3 項に従ってオペレーター及びトレーダーから提出された DD ステートメントの保管場所として機能します（第 4 条 2 項および第 5 条(1)）。そのため、地理的位置座標を特定するためのソフトウェアやツールは提供していません。

7.6 DD ステートメントは修正可能か？

提出された DD ステートメントの取消しまたは変更は、システムからデューデリジェンス参照番号が提供されてから 72 時間以内であれば可能です。デューデリジェンス参照番号が既に税関申告書や他のデューデリジェンスで使用されている場合、または該当する製品が既に市場に出荷されており輸出されていたりする場合は、キャンセルまたは修正ができません。

7.7 誰が情報システムに保存された地理的位置情報を見ることができるのか？ (新)

本規則に基づきオペレーターおよびトレーダーから提出された情報のチェックに責任を負う関連加盟国の管轄当局が地理位置情報にアクセスすることができます。

7.8 地理的位置情報を情報システムにアップロードするには、どのデータ形式が必要か？情報システムの DD ステートメントに地理的位置情報を添付するには、どのような形式が認められるのか？（新）

オペレーターは情報システムに地理的位置座標を手入力するか、ファイルにアップロードして提出することができます。情報システムでサポートされているファイルの形式は GeoJson です。情報システムは現在、WGS-84 座標フォーマット、EPSG-4326 プロジェクションを使用しています。

7.9 いつ情報システムは利用可能となるか？（新）

同規則第 33 条に規定される情報システムは 2024 年 12 月中旬までに開始される予定です。システムのユーザー登録は 2024 年 11 月に開始されます。2023 年 12 月から 2024 年 1 月末まで、テスト参加者からのフィードバックを収集する目的で、オペレーターおよび管轄当局を対象としたパイロットテストが実施されました。100 人以上の関係者がシステムのテストに志願しました。EUDR 規則の適用が開始されれば、システムは完全に機能します。導入が進むにつれて微調整を行う予定です。

8. 時間軸（Timelines）

8.1 規則はいつ発効し、いつから適用されるのか？

本規則は 2023 年 6 月 9 日に欧州連合官報に掲載され、その後 2023 年 6 月 29 日に発効されました。ただし、第 38 条第 2 項に記載されている一部の条文の適用開始は、2024 年 12 月 30 日（18 ヶ月移行）、中小企業については 2025 年 6 月 30 日（24 ヶ月移行）となります。

8.2 その間の期間はどうなのか？

同規則の発効から適用開始までの間に域内市場に出される製品は、同規則の要 求事項に適合しなければならないのか？

大企業および中規模企業のオペレーターおよびトレーダーへの適用開始は、規 则発効（2024 年 12 月 30 日）の 18 カ月後となります。つまり、それ以前に域 内市場に投入された製品については、オペレーター、トレーダーは要件を満たす 必要がありません。小規模および零細事業者については、この期間が延長されま す（規則発効後 24 ヶ月-2025 年 6 月 30 日）。

8.3 規則発効前に生産された製品であることを証明するには？牛 肉 製品の生産に関する規則は何か？(新)

オペレーターが市場に出荷または輸出を希望する関連商品が発効前に生産され たものであり、同規則が適用されないことを証明する責任は誰が負うのか？

本規則は、第 1 条 2 項の条件を満たさない限り、第 1 条 1 項に規定されたとお りに適用されます。オペレーターはこの例外の立証責任を負い、第 1 条 2 項の条 件が満たされていることの合理的な証拠として、関連情報を提供できなければ ならなりません。この場合、オペレーターは DD ステートメントを提出する義 務はありませんが、規制の非適用とその義務を証明する必要書類を保存してお く必要があります。

9. その他の質問 (Other questions)

9.1 規則が発効（2023 年 6 月 29 日）されてから適用開始（2024 年 12 月 30 日）されるまでの期間に EU 市場に出された関連製品、または関連產品を原材料とする関連製品を EU 市場に出したり、輸出したりする場合、オペレーターおよび非 SME トレーダーにはどのような義務があるか？

この状況は、いくつかの具体的なシナリオで説明するのが一番わかりやすいと考えます。

1. 移行期間中に EU 市場に出荷される関連產品（例：天然ゴム-CN コード 4001）は、地理的情報は必要ないが、その後、関連する派生製品（例：新品タイヤ-CN コード 4011）の製造に使用され、2024 年 12 月 30 日以降に市場に出荷または輸出される場合

経過措置期間中、すなわち同規則の適用開始前に產品を市場に出荷し、同規則の適用開始後である 2024 年 12 月 30 日以降にこれらの產品を使用した派生製品を EU 市場に出荷する場合、オペレータ（および非 SME トレーダー）の義務は当該製品（タイヤ）を製造するために使用される関連產品（ゴム）が、適用開始前に市場に出回ったことを証明するために、十分に決定的で検証可能な証拠を収集することに限定されます。これは木材および木材製品に関する規則第 37 条第 2 項を損なうものではありません。

商品が移行期間後、すなわち 2024 年 12 月 30 日以降に商品を市場に出荷または輸出する場合、オペレーター（および非 SME トレーダー）は、本規則の標準的な義務に従う必要があります。同様に、関連製品の一部の部品については、オペレーター（および非 SME トレーダー）は同規則の標準的義務に従う必要があります。

2. 移行期間中に EU 市場に出荷される関連製品（例：ココアバター-CN コード 1804）は、地理的情報は必要ないが、この関連製品を使用し製造された

関連する派生製品（例：チョコレート-CN コード 1806）が 2024 年 12 月 30 日以降にサプライチェーンの下方のオペレーターによって市場に出荷または輸出される場合

この場合、派生製品（チョコレート）を EU 市場に出荷または輸出するオペレーター（および非 SME トレーダー）の義務は、関連する派生製品（ココアバター）が同規則の適用開始前に EU 市場に出荷または輸出されたことを証明する、十分に決定的で検証可能な証拠を集めることに限定されます。

2024 年 12 月 30 日以降に EU 市場に出された他の関連製品と製造された最終的な関連製品の 1 部分については、オペレーター（および非 SME トレーダー）は、同規則の標準的な義務の対象となる。これは第 37 条(2) 37(2) の木材および木材製品に関する義務を損なうものではありません。

3. オペレーターは、移行期間中に関連產品または製品を市場に出荷し、その後、これらが 2024 年 12 月 30 日以降に 1 社以上の非 SME トレーダーにより市場で「利用可能に」する場合

このシナリオでは、非 SME トレーダーの義務は、当該関連または関連製品が本規則の適用開始前に市場に出されていたことを証明するために、十分に決定的で検証可能な証拠を収集することに限定される。これは、木材及び木材製品に関する同規則第 37 条第 2 項を害するものではありません。

特に、EUDR 第 38 条(3)に規定されている適用猶予の対象となる零細・小規模企業については、以下のシナリオが適用されます。

1. 零細・小規模事業者の資格を有するオペレーターが、2025 年 6 月 30 日以降に関連商品または関連製品を使用して製造された関連製品を EU 市場に出荷する場合の義務は、当該関連製品を製造するために使用された関連產品または関連製品が、2024 年 12 月 30 日以前に EU 市場において販売されていることを証明するための、十分に決定的で検証可能な証拠を収集することに限定されます。

2. ただし、関連製品が関連產品または関連製品を使用して製造され、移行期間（すなわち 2024 年 12 月 30 日）以降に EU 市場に出荷され、かつ DD ステートメントを伴っている場合は、2025 年 6 月 30 日以降に EU 市場に関連製品を市場に出す小規模または零細オペレーターの義務は、他のオペレーターの義務と同じです。
3. 大企業（または中規模企業）（B 社）が、2025 年 6 月 30 日以前に、中小企業 または零細企業（A 社）が EU 市場に出していた関連商品を EU 市場に出荷する場合、B 社の義務は、関連製品に使用された関連產品または產品が A 社に適用される期間前に EU 市場において出荷されていたことを証明するために、十分に決定的で検証可能な証拠を収集することに限定されます。

9.2. 申請開始日より前に製品が市場に出荷されたことを証明するにはどのような証拠が必要か（つまり、「市場投入」の証拠としてどのような文書が認められるか）？**(新)**

輸入品の場合、申請日より前に市場に投入されたことの証拠として、該当する関連產品または関連製品の税關申告書が受け入れられます。EU で生産された製品の場合、他の文書も証拠として受け入れられます。たとえば、伐採證明、牛の耳標、船荷証券、顧客への配送に付随する見積送り状、CMR (国際道路物品運送契約に関する条約)、送り状、および商品が 2 者間で譲渡され、問題の関連製品に直接関連付けられることを示すその他の文書などです。

9.3. 移行期間中に EU 市場に投入された製品は、その中の各ロットが移行期間中に EU 市場に投入されたか、または規則に準拠していることが証明できる場合、移行期間後に EU 市場に出荷される規則に準拠した製品と混合できるか？（新）

規則の第 3 条 (a) から (c) に記載されているすべての条件が満たされている場合、適用開始から EU 市場に投入される製品と、移行期間中に EU 市場に投入された製品（したがって免除される）は、移行期間中に EU 市場に出荷されたことの証拠を添えて、EU 市場に出荷される前に混合することが可能です。

9.4 移行期間中の產品在庫と 2024 年 12 月 30 日以降に市場に投入される產品の混合は、特に情報システムにおいて、実際にはどのように扱われるのか？（新）

DD ステートメントについては、規則に基づくデューデリジェンス義務対象の関連製品についてのみ、情報システムにアップロードする必要があります。オペレーターやトレーダーが、移行期間中に EU 市場に出荷された產品と新しい（移行期間後の）產品を混合する場合、新たに出荷された產品のみがデューデリジェンスの対象となるため、EU 市場に新しく出荷された產品に関する情報のみが DD ステートメントの一部である必要があります。「移行期間中に出荷された產品」については、上記の質問を参照してください。

9.5 移行期間は実際にはいつ始まり、いつ終わるのか？（新）

移行期間は、EUDR の発効日（2023 年 6 月 30 日）に始まり、適用開始の前日に終了します。

9.6. 規制の遵守を確保するために、移行期間中に EU 市場に出荷された製品に対して管轄当局はどのような検査を実施するのか? (新)

管轄当局は、移行期間中に製品が EU 市場に投入されたかどうかを確認するために、関連製品に対する検査を実施できます。この場合、オペレーターは、Question 79 に従って、製品が規則の適用除外であることを証明する責任を負います。

9.7. EU 委員会はガイドラインを発行するのか?

委員会は、規則の特定の事項、例えば「農業利用」の定義について詳しく説明するためのガイダンス文書の作成に取り組んでおり、アグロフォレストリーと農地、認証、合法性、そして現場の多くの利害関係者が関心を持つその他の側面に関する問題に対処することになります。これらの文書は、規則の適用開始前に公表される予定です。

委員会はまた、さまざまな問題に関する非公式なガイダンスを提供することを目的として、「世界の森林の保護と回復に関するマルチステークホルダー・プラットフォーム」を通じて、ステークホルダー間の意見収集と対話の促進を行っています。この FAQ には、関係するステークホルダーから委員会に寄せられた最も頻繁な質問への回答がすでに掲載されており、今後更新される予定です。必要に応じて、追加の促進ツールも作成されます。

規則を遵守するために追加のガイドラインは必要ありません。委員会は、規則が実際にどのように機能するかを説明し、優れた実践例などを共有するために、特定の事項を詳しく説明することを目指しています。

9.8. EU 委員会は產品別のガイドラインを発行するのか?

いいえ。ただし、委員会は、ガイダンス文書を含め、商品固有の側面をある程度カバーする優れた実践例を提示することを目指しています。

9.9. オペレーターの報告義務は何か？

非SME オペレーターは、デューデリジェンスについて毎年公表する必要がある。企業持続可能性報告指令（CSRD）の対象範囲にあり、期限内に EU 持続可能性報告基準（ESRS）に準拠しているオペレーターの場合、CSRD の要件に従つて報告書を公開するだけで十分か？それとも、追加の報告要件があるのか？

規則では、報告義務に関しては、バリューチェーンのデューデリジェンスに関する要件を定める他の EU 規則の対象にあるオペレーターは、他の EU 規則に基づき報告する際に必要な情報を含めることにより、規則に基づく報告義務を果たすことができると規定しています（規則第 12 条（3））。

9.10. 森林減少と森林劣化に関する EU 観測システム（EU Observatory）とは何か？

EU 観測システムは、コペルニクス製品や他の公的・私的に利用可能な情報源を含む既存の観測手段に基づき、世界の森林減少・劣化と関連する貿易に関する締切日や土地をカバーするマップを含む科学的証拠を提供することで、本規則の実施を支援します。

これらの地図を使用することで、本規則の条件が自動的に遵守されるわけではありませんが、例えば森林減少リスクを評価するなど、企業が本規則を確実に遵守するための手段となります。なお、企業はデューデリジェンスを実施する義務を負います。

森林減少と森林劣化に関する EU 観測システムは、欧州の森林を含む世界中の森林を対象とし、森林の観測の方法や欧州森林情報システム（FISE）の改善・強化など、現在進行中の EU の政策展開と一貫性を持たせて開発されています。

EU 観測システムが作成する参考マップの主な目的は、オペレーターとトレーダーおよび EUMS の管轄当局（CAs）によるリスク評価に情報を提供することです。

とです。そのため、参考マップには以下のような特徴があります：

- ・オペレーター／トレーダー（または認証機関）は、リスク評価を行うためにEU観測システムの参考マップを使用する義務はありません。
- ・観測システムは誰でも利用可能です。オペレーターとトレーダー（およびCA）は、天文台が提供するものよりも詳細なマップを利用することができます。本規制は、リスク評価を通知する方法について規定するものではありません。観測システムは、利用可能な多くの手段の一つであり、欧州委員会が無料で提供する手段です。
- ・法的拘束力はありません。そのため、EU観測システムが提供する参考マップは、リスク評価に使用することができます。しかし、提供された地理的位置が森林とみなされる域内にあるからといって、自動的に不適合との結論につながるわけではありません。一方、地理的位置情報が森林とみなされる地域外である場合、その出荷/產品はチェックされない（ランダムなチェックはあり得るし、他のリスク要因もあり得る）とか、その商品が自動的に適合すると仮定すべきではありません（第一に100%の精度がないため、第二にディフォルステーション・フリーの產品であっても違法のものである可能性があるため）

9.11 何が高リスクで、どれくらいの期間出荷停止になるのか？

EUDR第17条は、不適合のリスクが高い状況において、管轄当局が一時停止を含む即時措置をとることを認めているが、何が高リスクで、どれくらいの期間、一時停止が可能か？

管轄当局は、その場でのチェック、リスクベースの計画におけるリスク分析の結果、情報システムを通じて特定されたリスク、他の管轄当局からの情報、根拠のある懸念など、さまざまな状況に基づいて、関連製品が規則の要求事項に適合しないリスクが高いと特定することができます。

このような場合、管轄当局は、製品を市場へ出すことの一時停止を含む、第23条に定める暫定措置を導入することができます。この一時停止措置は、3営業

日以内（腐敗しやすい製品の場合は 72 時間以内）に終了しなければなりません。ただし、管轄当局は、この期間に実施された検査に基づいて、製品が規則に適合しているかどうかを確認するために、一時停止期間をさらに 3 日間延長の結論を下すことができます。

9.12 規則は EU 再生可能エネルギー指令とどのように関連しているのか？

森林減少規制と再生可能エネルギー指令の目的は、気候変動と生物多様性の損失との闘いという包括的な目標に対処するものであり、補完的なものです。両法の適用範囲に含まれる商品と製品は、EUDR の下では一般的な市場アクセスの要件に、再生可能エネルギー指令（RED）の下では再生可能エネルギーとして計上される要件の対象となります。これらの要件は互換性があり、相互に補強し合うものです。

規則と再生可能エネルギー指令の目的は相互に補完的であり、どちらも気候変動と生物多様性の損失との闘いという包括的な目的に取り組んでいます。両方の法律の範囲内に含まれる商品と製品は、規則に基づく一般市場アクセスの要件の対象となり、再生可能エネルギー指令（RED）の下では再生可能エネルギーとして計算される場合があります。これらの要件は互換性があり、相互に補強し合っています。指令（EU）2018/2001 を補足する委員会規則（EU）2019/807 に従った間接土地利用変更（ILUC）の低い認証システムの特定のケースでは、これらの認証システムは、規則の第 9 条に規定されているトレーサビリティと情報要件の一部を満たすため、規則で要求されている情報を取得するために、オペレーターとトレーダーがデューデリジェンスに使用することもできます。他の認証システムと同様に、これらの使用は、オペレーターとトレーダーがデューデリジェンスを遂行するための規則に基づく法的責任と義務に影響を与えません。

10. 罰則 (Penalties)

10.1. EU 加盟国にて制定された罰則は、欧州議会および理事会指令
2008/99/EC に基づく加盟国の義務に影響を及ぼさないとはどうい
う意味か？ (新)

EU 加盟国は、Art.25(2)に記載されている罰則を含め罰則の国内的枠組みを定めなければなりません。そのレベルと種類は環境犯罪指令と矛盾するものであつてはなりません。指令の規定は法の継承に従うものとします。

10.2. 罰金の最高額はいくらか？ (新)

加盟国は、罰金レベルを含む罰則を定める裁量権を有します。法人においては、罰金決定前の会計年度における当該オペレーターまたはトレーダーの理事会規則第5条(1) 5(1)に規定される事業者の総売上高の計算に従って算出される年間総売上高の 4%未満とすることはできません。

罰金水準は、特に違反が繰り返される場合、必要に応じて引き上げられるべきです。罰則は、特に違反が繰り返された場合に、 比例的かつ説得力のある原則に従って、違反行為から得られる経済的便益を効果的に奪うことを保証するものでなければなりません。

10.3. 公共調達指令に関して、EU 加盟国が、規制を実施する際、自
浄作用を可能にすべきかどうかを決定するのは EU 加盟国の責任
か？（新）

加盟国は、EUDR 第 25 条(1)および(2)の要求事項とは別に、自浄作用を行うかどうかを決定する裁量権を有します。しかしながら、加盟国は、自浄作用に関する明確な規則を定め、適用することによって、罰則の実効性を妨げないようにする必要があります。

10.4. EUDR 第 25 条 3 項によると、「加盟国は、最終判決を欧州委員会に通知する。」そして法人に課された罰則を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、これらの判決のリストをウェブサイトに掲載する。これは、すべての行政上の決定を指すのか、それとも裁判所の判決を指すのか？（新）

この規定は、加盟国は法人に対する最終判決、すなわち裁判所の判決について欧州委員会に通知しなければならないことを意味します。つまり、裁判所の判決です。

10.5. 「私は現在、牛を数頭飼育している私の財産である土地のいくつかの木を伐採しました。私は、その木材と牛の肉を EU の地方市場で販売するつもりです。この場合、伐採した木を販売した場合、罰則が課されるのでしょうか？」（新）

一般的に、規定の執行責任は加盟国にあります。EU では比例原則は EU 法の一般原則のひとつであり、EU 法の解釈と施行に適用されます。

樹木の伐採が森林減少を防止するための規則違反となるのは、その樹木が同規則で定義された森林の一部である場合にのみです。

これは次のような場合です。

0.5 ヘクタール未満の主として農業用や都市用に使用されていない土地で、高さ 5 メートル以上の、樹冠率が 10% 以上樹木を有する、あるいはこれらの規準に達することが見込まれる樹木を有する土地の一部である場合

これらの基準のいずれかを満たさない場合は、その土地は森林ではないので樹木の伐採は森林減少防止要件に違反しません。

10.6. 情報システムで IT 関連の問題が発生した場合はどうすればよいか？（新）

以下の EUDR 情報システムのウェブサイトをご参照ください。

https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/deforestation-due-diligence-registry_en